

# — 資料編 —



# 目次

|          |                  |           |
|----------|------------------|-----------|
| <b>1</b> | <b>八尾市の概況</b>    | <b>1</b>  |
| 1-1      | 位置               | 1         |
| 1-2      | 地勢・気候            | 1         |
| 1-3      | 人口               | 2         |
| 1-4      | 土地利用             | 3         |
| 1-5      | 産業               | 4         |
| 1-6      | 歴史資産             | 5         |
| <b>2</b> | <b>環境の現況</b>     | <b>7</b>  |
| 2-1      | 地球環境             | 7         |
| 2-1-1    | 温室効果ガス排出量        | 7         |
| 2-1-2    | エネルギー消費量         | 8         |
| 2-1-3    | 気候変動への適応（災害）     | 9         |
| 2-2      | 資源循環             | 10        |
| 2-2-1    | 廃棄物              | 10        |
| 2-2-2    | 不法投棄             | 11        |
| 2-3      | 生活環境             | 12        |
| 2-3-1    | 大気質              | 12        |
| 2-3-2    | 水質               | 13        |
| 2-3-3    | 上下水道             | 14        |
| 2-3-4    | 騒音・振動            | 15        |
| 2-3-5    | 化学物質             | 16        |
| 2-3-6    | 公害苦情件数           | 17        |
| 2-3-7    | 屋外燃焼行為           | 18        |
| 2-4      | 自然環境             | 19        |
| 2-4-1    | 地形               | 19        |
| 2-4-2    | 自然生態系等           | 20        |
| 2-4-3    | 農地               | 22        |
| 2-5      | 都市環境             | 23        |
| 2-5-1    | 公園・緑地            | 23        |
| 2-5-2    | 交通               | 25        |
| 2-5-3    | 自転車の利用           | 26        |
| 2-5-4    | 空家・あき地           | 27        |
| 2-5-5    | 観光・レクリエーション      | 27        |
| 2-5-6    | 景観               | 29        |
| 2-6      | 環境活動             | 30        |
| <b>3</b> | <b>前計画の成果と課題</b> | <b>31</b> |
| 3-1      | 前計画の数値目標達成見込み    | 31        |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 3-2 個別施策の成果と課題 .....              | 32 |
| 4 八尾市の環境についてのアンケート結果概要 .....      | 38 |
| 4-1 市民アンケート .....                 | 38 |
| 4-2 事業者アンケート .....                | 42 |
| 5 八尾市環境総合計画改定 市民ワークショップ 結果概要..... | 43 |
| 6 計画の検討経過.....                    | 46 |
| 7 計画の進行管理（数値管理指標） .....           | 53 |
| 8 八尾市環境審議会委員名簿（第11期） .....        | 56 |
| 9 八尾市環境審議会規則.....                 | 58 |
| 10 八尾市民の環境を守る基本条例 .....           | 60 |
| 11 用語解説.....                      | 65 |

# 1 八尾市の概況

## 1-1 位置

八尾市は、大阪市の東部に位置し、東西に約9km、南北に約7km、面積は41.72km<sup>2</sup>となっています。西は大阪市、北は東大阪市、南部は松原市、藤井寺市、柏原市に、東部は府境を挟み、奈良県（平群町、三郷町）に接しています。

図 1 八尾市の位置



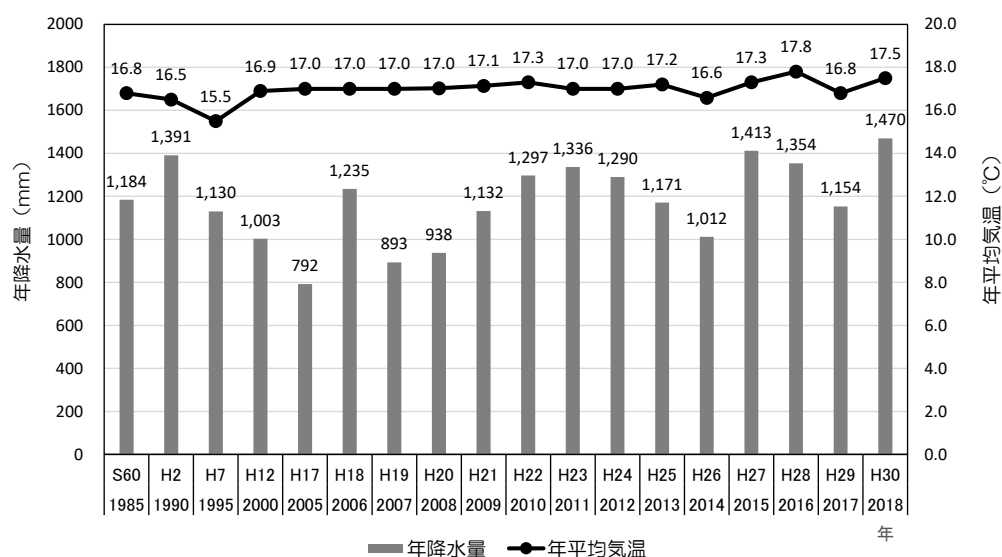
出典：八尾市環境総合計画（改訂版）

## 1-2 地勢・気候

八尾市の東部には、金剛生駒紀泉国定公園として指定されている高安山、信貴山を中心とした東部山麓地域があり、豊かな自然の広がる里山があります。東部山麓地域の西側は河内平野であり、比較的平坦な地形が広がっています。

気候は、西に大阪湾、東に生駒山地、大阪平野の中央部東に位置する地形的条件により温暖であり、瀬戸内海式気候に属しています。年平均気温は17.5℃、年降水量は1,470mmです（2018年）。年平均気温は平成12年（2000年）より緩やかな上昇傾向が見られます。

図 2 八尾市の年平均気温・年降水量の推移

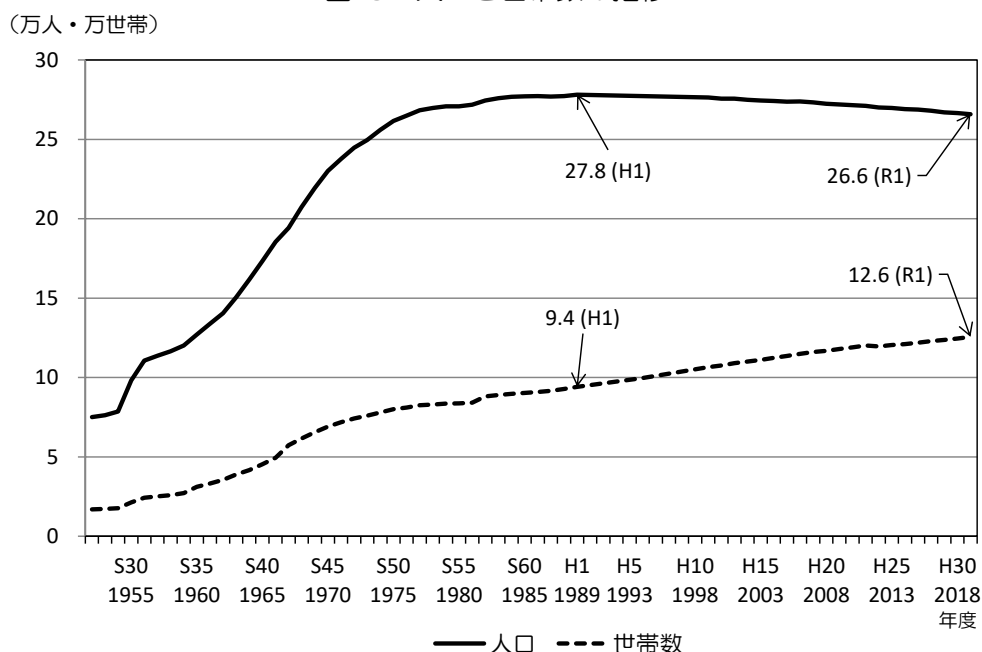


出典：八尾市統計書（2019年版）

### 1-3 人口

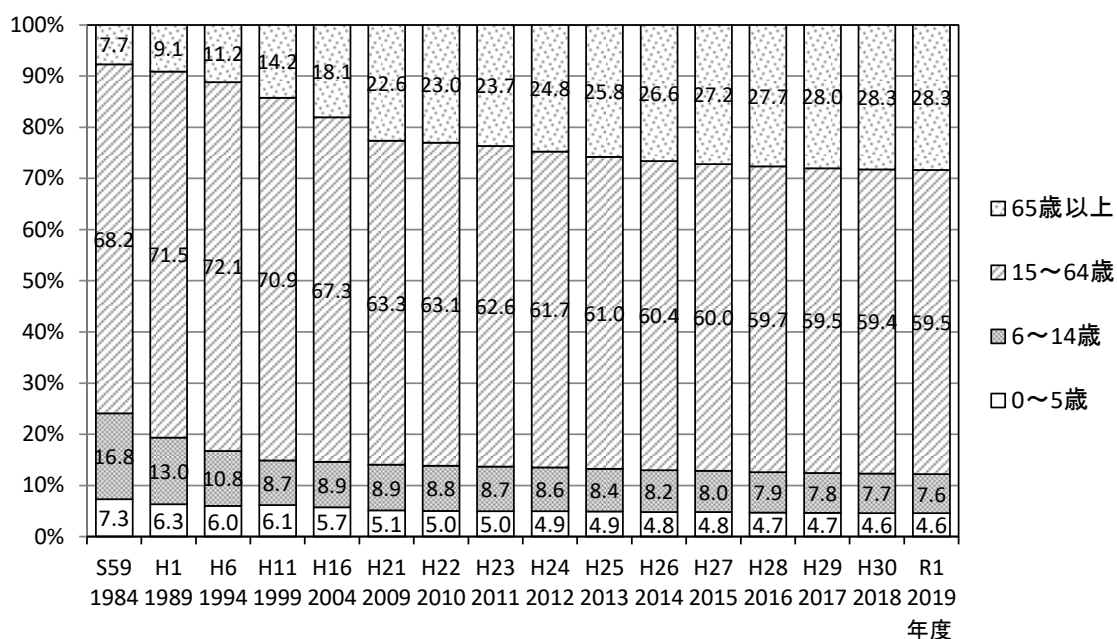
八尾市の人口は、昭和30年（1955年）から55年（1980年）にかけて、高度成長を背景とした社会的要因によって急激に増加しましたが、平成元年（1989年）をピークに、近年は微減傾向にあります。一方、世帯数は、人口増が止まった後も、単身世帯の増加といった家族構成の変化を背景として、増加を続けています。令和元年度末（2020年3月31日）の人口は265,908人、世帯数は125,624世帯です。

図 3 人口と世帯数の推移



出典：八尾市統計書（2019年版）※各年度とも3月末日現在  
 ※令和元年度の値は八尾市ホームページ「人口の推移」より

図 4 年齢4区分別人口の推移



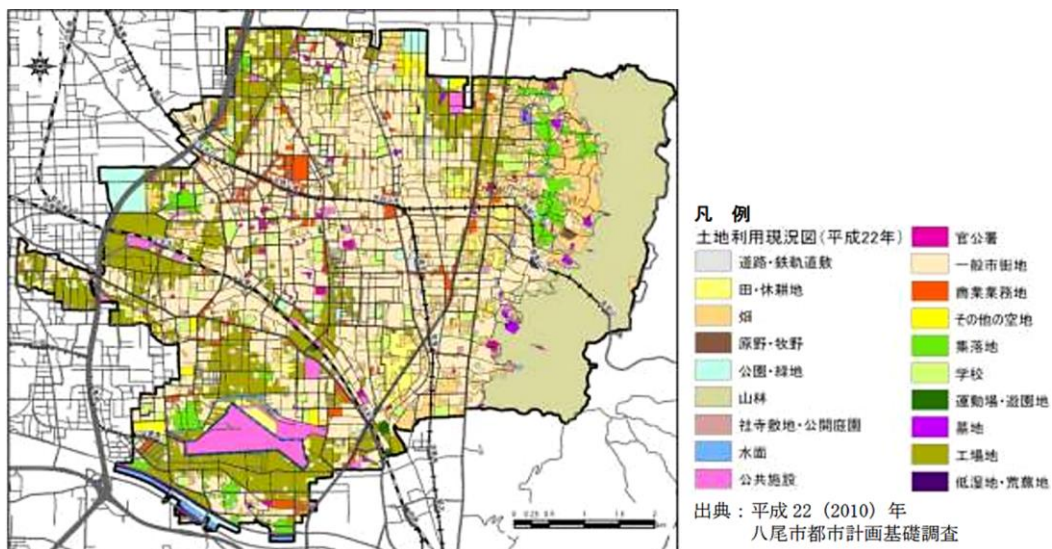
出典：八尾市統計書（2019年版）※各年度とも3月末日現在

## 1-4 土地利用

八尾市の土地利用を利用形態別にみると、市の中部地域、西部地域は住宅地が多いですが、工場と住宅が混在している地域も多くあります。また、都市化によって蚕食された農地が市全域に散在しています。八尾空港周辺や国道25号沿道の地域には、中小工場が密集した工業地域も見られます。一方、東部地域は、高安山を中心とした東部山麓地域があり、自然が多く残っています。

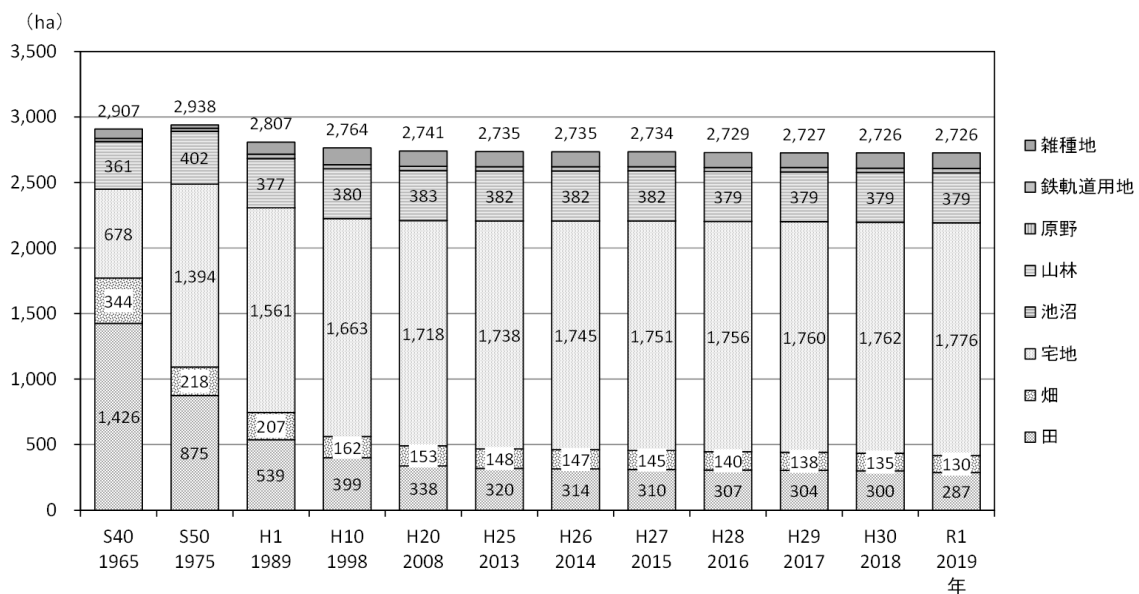
地目別土地利用状況の推移を見ると、田・畑等の農地面積が減少し、その代わりに宅地が増加しており、住宅開発が進んでいる状況が窺えます。

図 5 土地利用の現況



出典：八尾市立地適正化計画（平成30年（2018年）3月）

図 6 地目別土地利用状況の推移



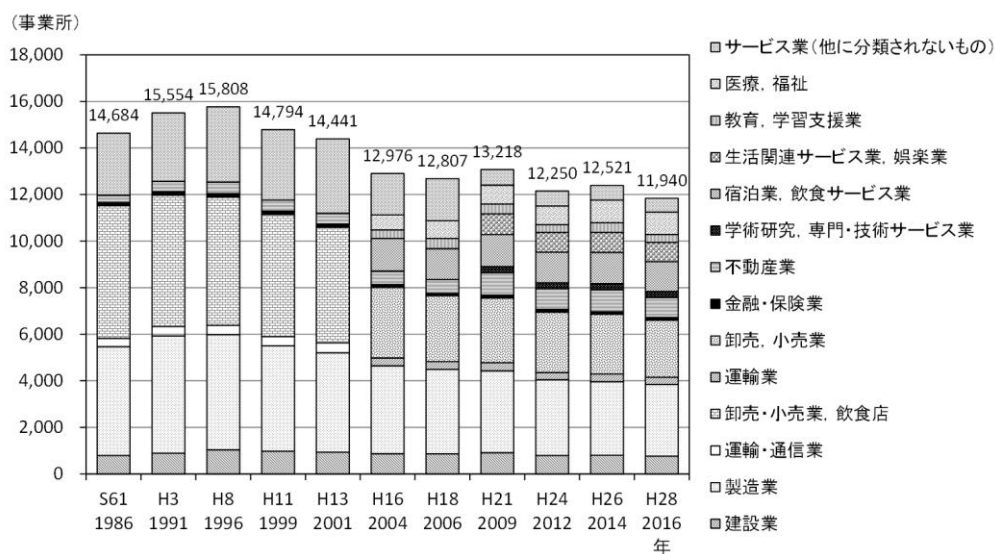
出典：大阪府統計年鑑（令和元年度） ※各年1月1日現在

## 1-5 産業

八尾市の事業所数は平成8年（1996年）をピークとし、その後、減少から横ばい傾向にあります。業種別には、卸売・小売業・飲食店と製造業が同程度で多く、次いで、サービス業となっています。

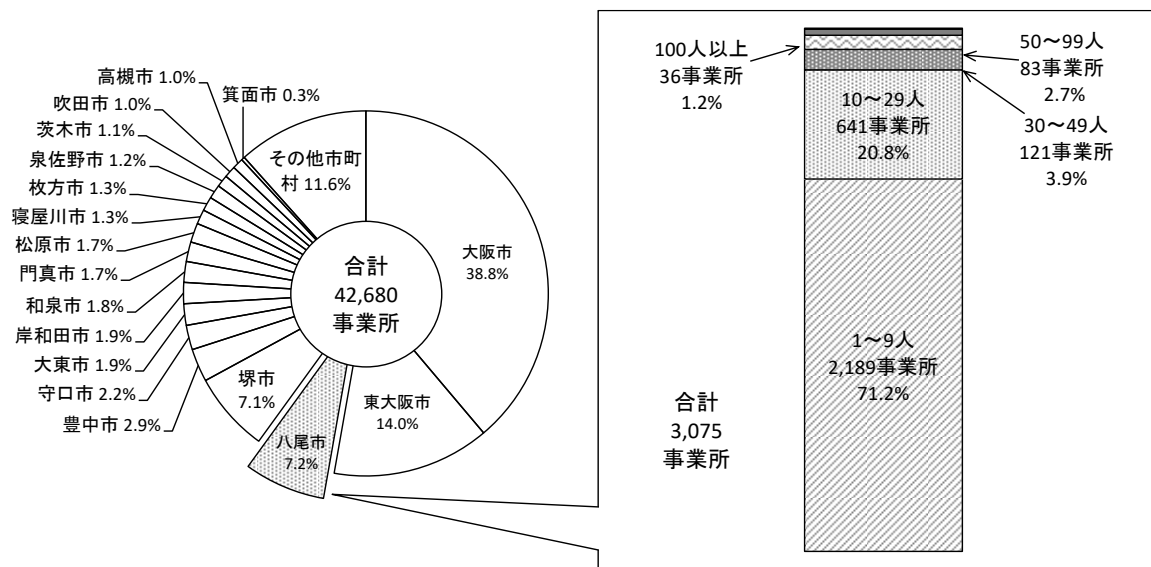
八尾市には、府内でも大阪市、東大阪市、堺市に次いで製造業が多く立地しているという特徴があります。そのうち、約92%の事業所は、従業者数が30人未満の中小規模の事業者です。しかし、製造業の事業所数は平成3年（1991年）をピークとして、その後は減少傾向にあります。

図 7 業種別事業所数の推移



出典：八尾市統計書（2019年版）

図 8 府内の市町村別製造業の規模別事業所数

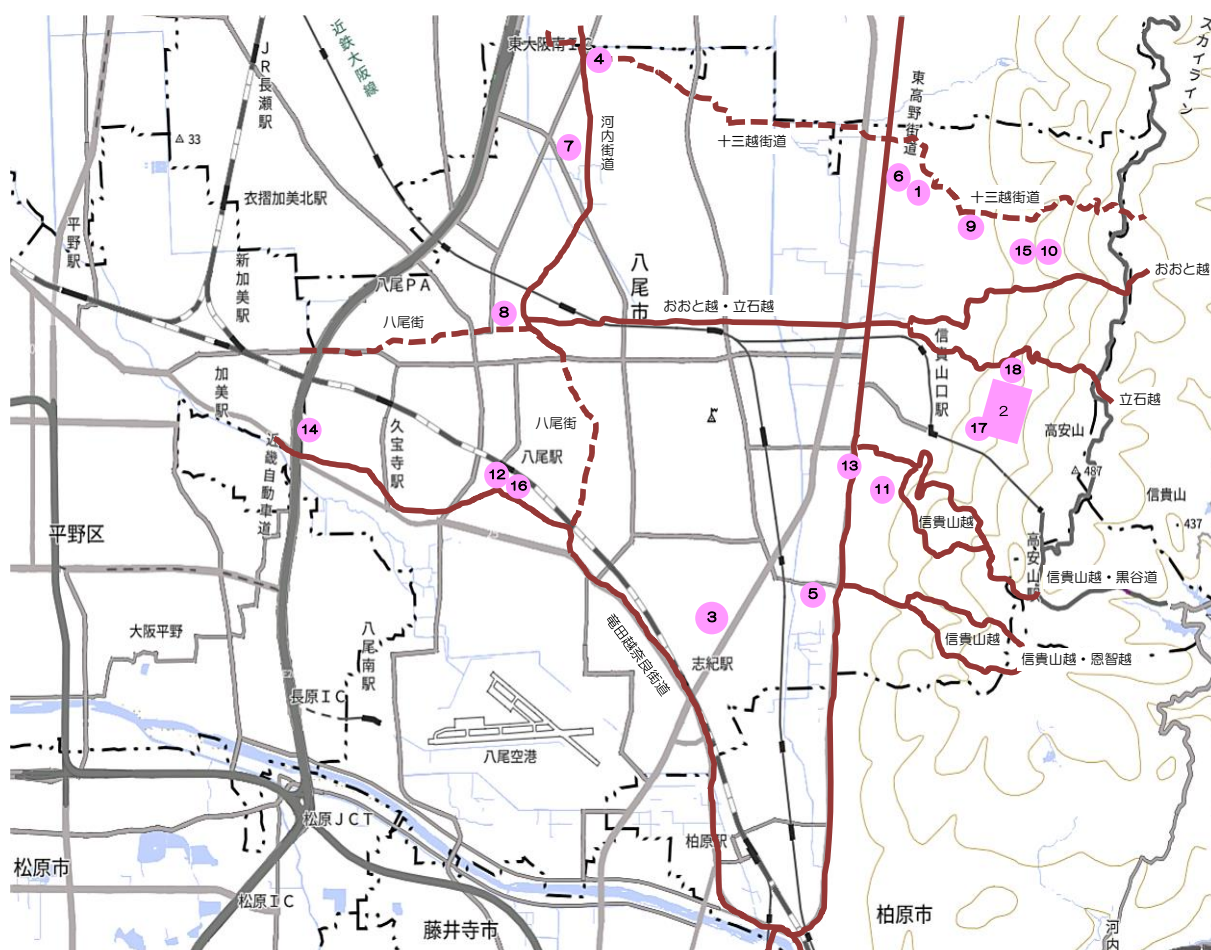


出典：平成28年度経済センサス活動調査（確報集計）

## 1-6 歴史資産

八尾市は古来より政経の中心である畿内に位置することから、市域には、心合寺山（しおんじやま）古墳や愛宕塚古墳等、国や大阪府の指定を受けた史跡・文化財が多くあります。平成30年（2018年）には由義寺跡が国史跡に指定されたほか、高安千塚古墳群の追加指定に向けた取組を進めるなど、歴史資産の保存が進んでいます。

図 9 八尾市の史跡等分布



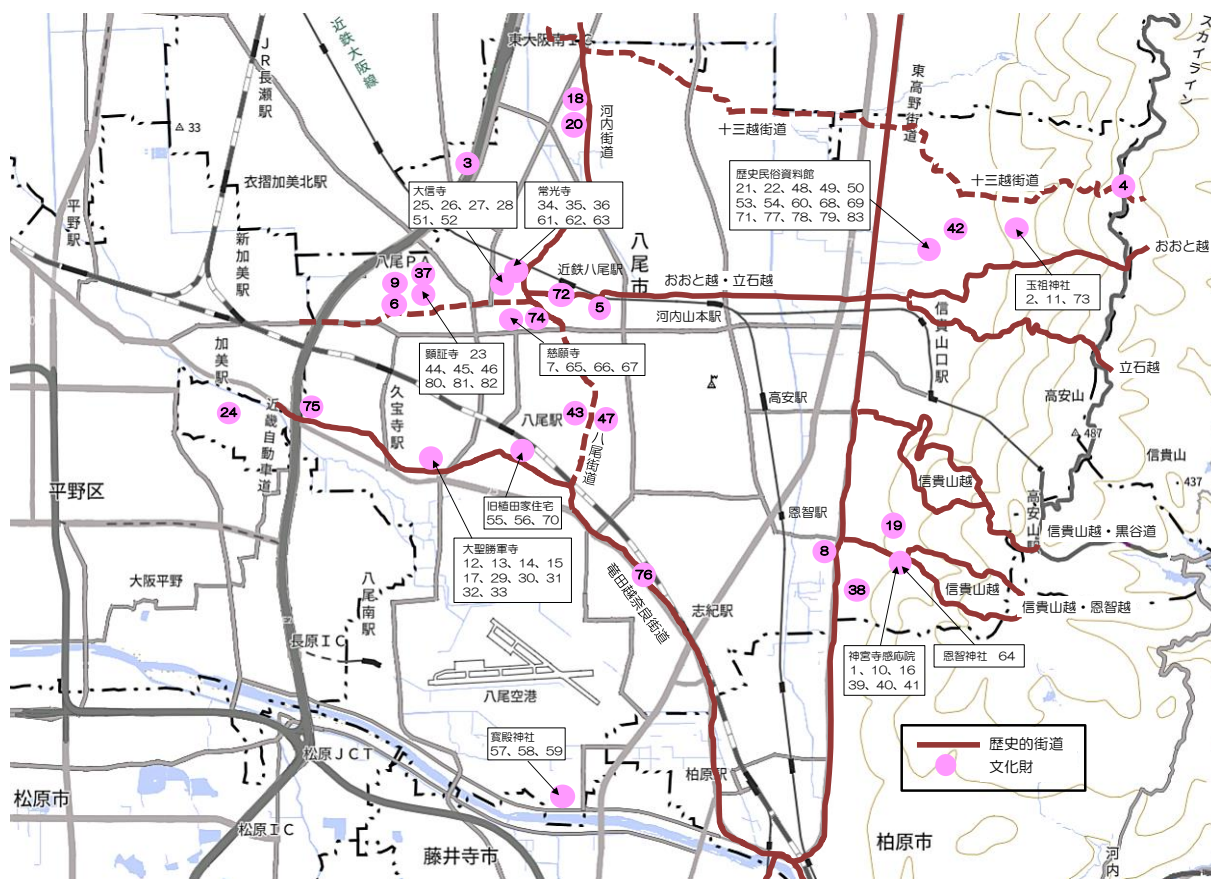
| 番号 | 指定等 | 名 称     |
|----|-----|---------|
| 1  | 国   | 心合寺山古墳  |
| 2  |     | 俊徳丸鏡塚古墳 |
| 3  |     | 由義寺跡    |

| 番号 | 指定等 | 名 称     |
|----|-----|---------|
| 4  | 大阪府 | 木村重成墓   |
| 5  |     | 恩智遺跡    |
| 6  |     | 鏡塚古墳    |
| 7  |     | 菅振1号墳   |
| 8  |     | 河内県庁跡   |
| 9  |     | 愛宕塚古墳   |
| 10 |     | 玉祖神社のくす |
| 11 |     | 善光寺のくす  |
| 12 |     | 渋川神社のくす |

| 番号 | 指定等 | 名 称                  |
|----|-----|----------------------|
| 13 | 八尾市 | 垣内村一里塚               |
| 14 |     | 三好長慶墓・三好義経墓          |
| 15 |     | 玉祖神社                 |
| 16 |     | 安中新田会所跡<br>(旧植田家住宅)  |
| 17 |     | 二室塚古墳石室              |
| 18 |     | 大窪・山畑古墳<br>(7号墳、8号墳) |

出典：「八尾市文化財情報システム」（八尾市ホームページ）から作成

図 10 八尾市の文化財分布



| 番号 | 指定等 | 名 称                   |
|----|-----|-----------------------|
| 1  | 国   | 〔神宮寺感応院〕木造十一面観音像      |
| 2  |     | 〔玉祖神社〕木造制札            |
| 3  |     | 美園古墳 冢形通輪・冢形通輪        |
| 4  |     | 生駒十三峠の十三塚             |
| 5  |     | 桃林堂板倉家住宅              |
| 6  |     | 浅野家住宅                 |
| 7  |     | 慈願寺                   |
| 8  |     | 萩原家住宅                 |
| 9  |     | 高田家住宅                 |
| 10 | 大阪府 | 〔神宮寺感応院〕絹本着色不動明王坐像    |
| 11 |     | 〔玉祖神社〕木造男女神像          |
| 12 |     | 〔大聖勝軍寺〕木造二臂如意輪観音思惟半跏像 |
| 13 |     | 〔大聖勝軍寺〕木造如意輪半跏像       |
| 14 |     | 〔大聖勝軍寺〕木造四天王像         |
| 15 |     | 〔大聖勝軍寺〕木造毘沙門天像        |
| 16 |     | 〔神宮寺感応院〕金銅四臂          |
| 17 |     | 〔大聖勝軍寺〕色々威銅丸・兜・広袖付    |
| 18 |     | 西郡興寺塔刹礎石              |
| 19 |     | 恩智郡塚山の袈裟襷紋銅鐸          |
| 20 |     | 菅原1号墳出土品 靱形通輪         |
| 21 |     | 愛宕塚古墳出土品              |

| 番号 | 指定等 | 名 称                      |
|----|-----|--------------------------|
| 22 | 大阪府 | 満所キリシタン墓碑                |
| 23 |     | 〔慈願寺〕表門・長屋門・本堂等          |
| 24 | 八尾市 | 〔光正寺〕絹本着色高僧先德蓮坐像         |
| 25 |     | 〔大信寺〕絹本着色親鸞聖人水鏡白髪彫影      |
| 26 |     | 〔大信寺〕絹本着色光明本尊            |
| 27 |     | 〔大信寺〕絹本着色法然上人配流御影        |
| 28 |     | 〔大信寺〕絹本着色親鸞聖人配流御影        |
| 29 |     | 〔大聖勝軍寺〕木造聖徳太子孝養像・二王子立像   |
| 30 |     | 〔大聖勝軍寺〕絹本着色聖徳太子給伝 長谷川永信作 |
| 31 |     | 〔大聖勝軍寺〕絹本着色 子烏孫神像        |
| 32 |     | 〔大聖勝軍寺〕絹本着色 焰摩天像         |
| 33 |     | 〔大聖勝軍寺〕絹本着色 馬上太子像        |
| 34 |     | 〔常光寺〕木造 伝又五郎太夫盛継半像       |
| 35 |     | 〔常光寺〕木造 地藏菩薩立像           |
| 36 |     | 〔常光寺〕銅製鏡口                |
| 37 |     | 〔慈願寺〕木造 阿弥陀如来立像          |
| 38 |     | 〔法立寺〕絹本着色 阿弥陀如来迎図        |
| 39 |     | 〔神宮寺感応院〕絹本着色 十一面観音来迎図    |
| 40 |     | 〔神宮寺感応院〕絹本着色 愛染曼陀羅図      |
| 41 |     | 〔神宮寺感応院〕絹本着色 釈迦十六尊神像     |
| 42 |     | 〔常光寺〕木造 阿弥陀如来立像          |

| 番号 | 指定等 | 名 称                    |
|----|-----|------------------------|
| 43 | 八尾市 | 〔西方寺〕絹本着色 阿弥陀三尊来迎図     |
| 44 |     | 〔慈願寺〕絹本着色 親鸞聖人像        |
| 45 |     | 〔慈願寺〕絹本着色 親鸞聖人給伝       |
| 46 |     | 〔慈願寺〕絹本着色 阿弥陀如来・四十八仏化像 |
| 47 |     | 三角縁神獸鏡 (大阪市立美術館寄託)     |
| 48 |     | 中ノ谷古墳出土品               |
| 49 |     | 中田古墳出土通輪               |
| 50 |     | 中田遺跡削部土坑出土土器群          |
| 51 |     | 大信寺文書 徳川年寄衆達書状         |
| 52 |     | 大信寺文書 板倉勝重禁制           |
| 53 |     | 大竹西遺跡出土 馬頭観音形石製品       |
| 54 |     | 大竹西遺跡出土 鉄剣附板状木製品       |
| 55 |     | 安中新田分間絵図               |
| 56 |     | 安中新田検地帳                |
| 57 |     | 〔寶殿神社〕木造狛犬             |
| 58 |     | 〔寶殿神社〕本殿               |
| 59 |     | 〔寶殿神社〕陶製狛犬             |
| 60 |     | 小阪合遺跡出土 手あぶり形絵図土器      |
| 61 |     | 〔常光寺〕三門 (楼門)           |
| 62 |     | 〔常光寺〕木造 毘沙門天立像         |
| 63 |     | 〔常光寺〕本堂・阿弥陀堂・行香堂等      |

| 番号 | 指定等 | 名 称                      |
|----|-----|--------------------------|
| 64 | 八尾市 | 〔恩智神社〕卯辰祭供願行事            |
| 65 |     | 慈願寺文書                    |
| 66 |     | 慈願寺所蔵書跡資料                |
| 67 |     | 慈願寺所蔵絵巻資料                |
| 68 |     | 日本刀無銘保昌                  |
| 69 |     | 日本刀銘備州長船家助               |
| 70 |     | 旧植田家住宅                   |
| 71 |     | 流水紋銅鐸                    |
| 72 |     | 〔清慶寺〕木造 阿弥陀如来立像          |
| 73 |     | 〔玉祖神社〕本殿 附 棟札            |
| 74 |     | 環山楼                      |
| 75 |     | 真観寺文書                    |
| 76 |     | 石造天王寺屋地蔵                 |
| 77 |     | 能面 父尉・翁・三番叟              |
| 78 |     | 芝塚古墳出土品 土器               |
| 79 |     | 芝塚古墳出土品 銀象嵌刀装具           |
| 80 |     | 願証寺文書 久宝寺村 惣百姓言上状        |
| 81 |     | 願証寺文書 蓮如筆 蓮淨 実名法名仮名書出    |
| 82 |     | 願証寺文書 蓮淨 蓮淨送中隠記          |
| 83 |     | 高安千塚古墳群 服部川支群 伝 森田山古墳出土品 |

出典：「八尾市文化財情報システム」（八尾市ホームページ）から作成

## 2 環境の現況

### 2-1 地球環境

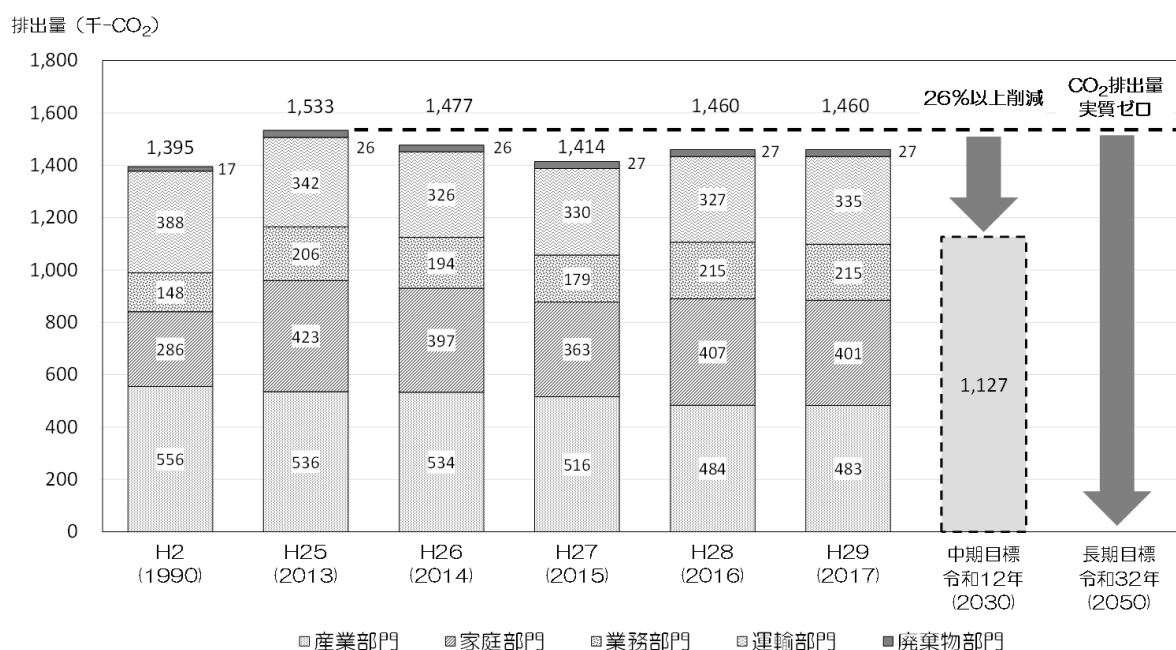
#### 2-1-1 温室効果ガス排出量

地球温暖化問題は世界でも差し迫った課題と認識されており、平成9年（1997年）12月に「京都議定書」が採択され、様々な取組が実施されてきました。しかし、その一方で、世界的には人口増加と経済の拡大が続き、地球環境の悪化は大きな課題となっています。その後、平成27年（2015年）には「持続可能な開発目標（SDGs）」を目標に掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や、21世紀後半の早い段階で温室効果ガスの実質排出量ゼロをめざす国際的な枠組みである「パリ協定」の採択など、地球環境を持続可能にするための取組が進みつつあるところです。国も、温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けたステップとして、国内からの温室効果ガス排出量を令和12年度（2030年度）に、平成25年度（2013年度）比で26%削減する目標を掲げています。また、生物多様性については、平成22年（2010年）に採択された「愛知目標」の達成及び名古屋議定書を契機に、国際的な取組が進められています。

平成29年（2017年）度の八尾市の市域全体からの温室効果ガス排出量は約146万トンでした。これは、八尾市が中小企業の多い、製造業の盛んな都市であり、製造品出荷額等が府内で第4位（平成30年度（2018年度））であることを考慮すれば、比較的省エネルギーに取り組んでいると評価できます。その一方で、京都議定書の基準年である平成2年度（1990年度）と比較すると4.7%増加しており、排出量の削減が強く求められる状況です。特に、家庭からの排出量（民生家庭部門）が約40%増、店舗や事務所等からの排出量（民生業務部門）が約45%増と、かなり増加しており、取組の強化が必要です。

八尾市は、令和3年（2021年）3月に、八尾市全域を対象とした「八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・チャレンジやお）」を改定し、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で26%以上削減することをめざし、さらに令和32年度（2050年度）には、「CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ」をめざすとしています。

図 11 市域の二酸化炭素排出量の推移

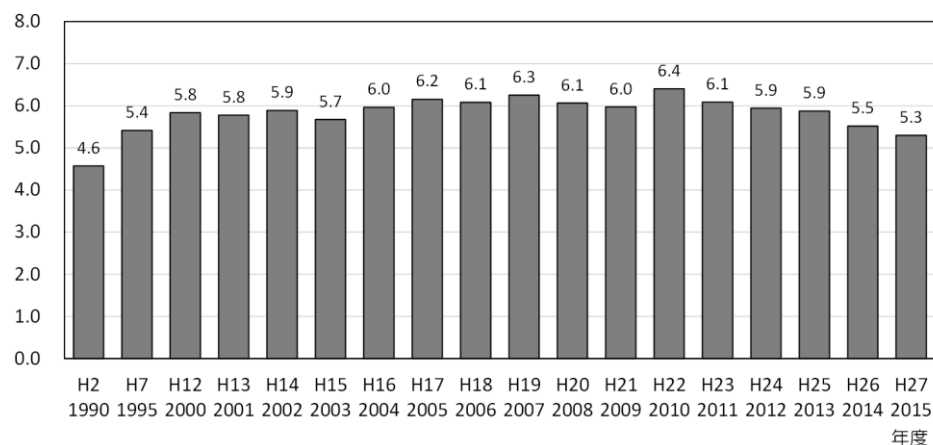


## 2-1-2 エネルギー消費量

電力消費量、都市ガスの消費量はいずれも平成22年度（2010年度）をピークに、平成23年度（2011年度）以降は減少傾向となっています。水道使用量は平成2年度（1990年度）以降、減少傾向が続いています。

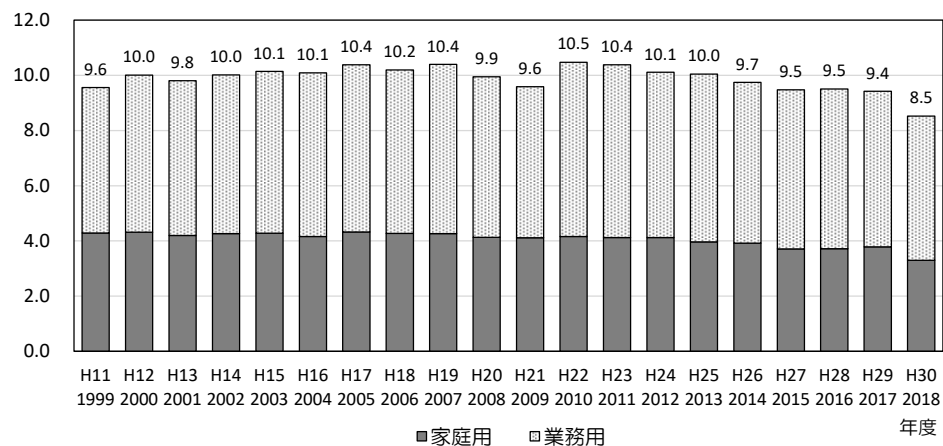
（億kwh）

図 12 電力消費量（電灯）の推移



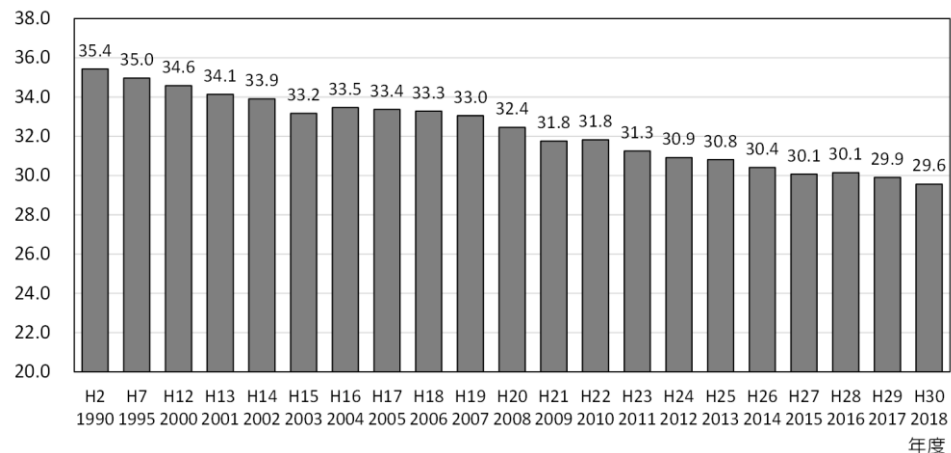
（千億kcal）

図 13 ガス消費量の推移



（百万m<sup>3</sup>）

図 14 水道使用量の推移



出典：出典：八尾市統計書（2019年版）

### 2-1-3 気候変動への適応（災害）

八尾市は、平成31年（2019年）3月に「八尾市地域防災計画」を改訂し、生駒断層帯地震及び南海トラフ巨大地震を想定すべき地震とし、予防対策、応急対策、復旧・復興対策を定めています。

一方、風水害は、近年の河川・下水道の整備や土砂災害の防止施設の整備等により、大規模な被害は見られなくなっていますが、平野部の多くが旧大和川のはん濫原であることや、山地・山麓部には土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所などが広範囲に分布しており、浸水・土砂災害等の危険は未だ多く残っています。特に、近年は台風や豪雨による災害が頻発しており、新たな脅威が迫っていると考えられます。

図 15 「非常に激しい雨」の発生回数の推移

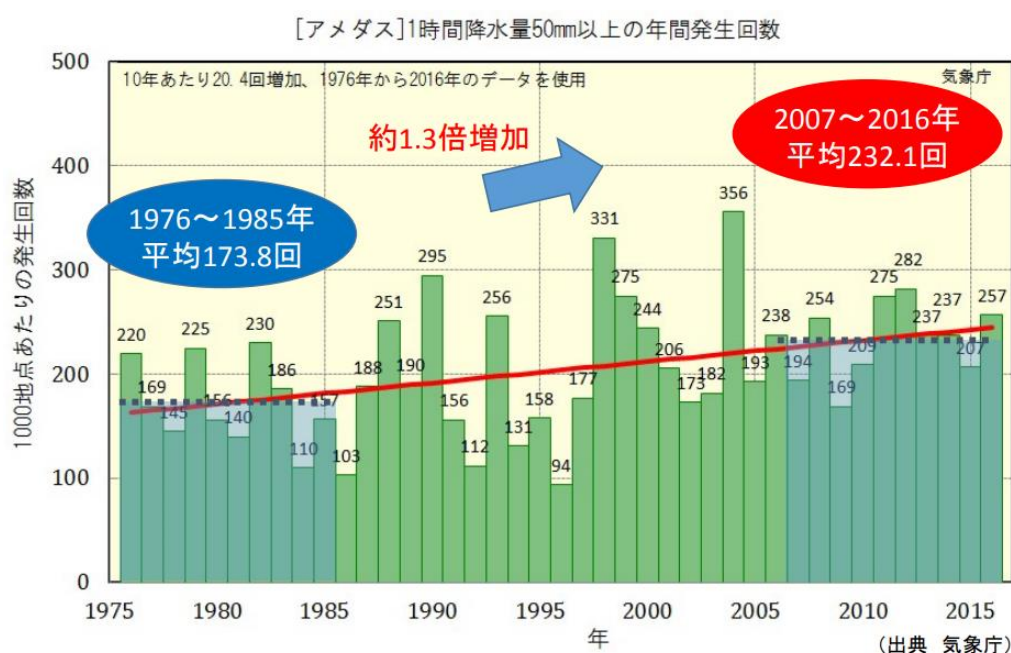
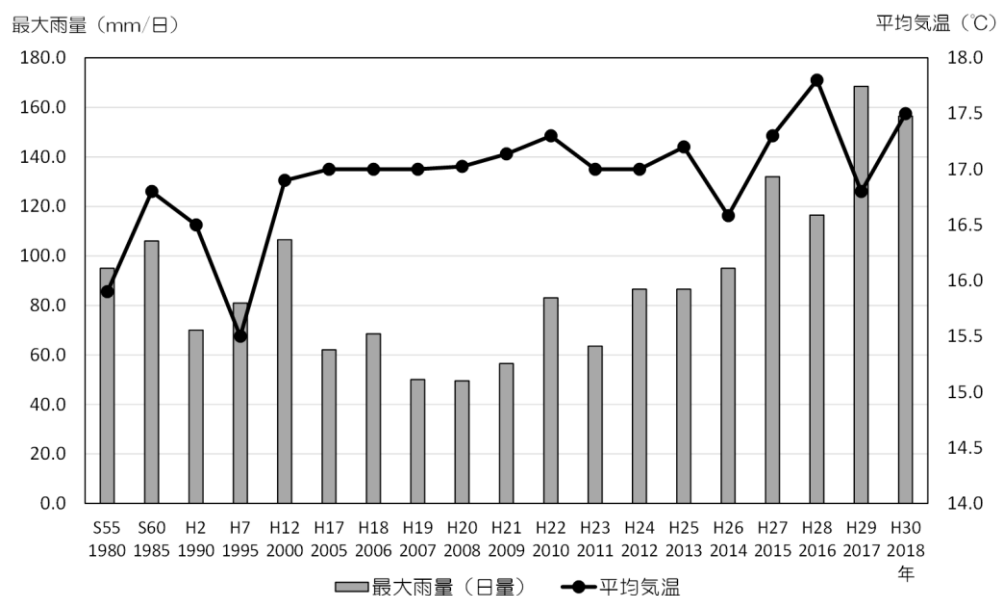


図 16 八尾市の気温と降水量の推移



出典：八尾市統計書（2019年版）

## 2-2 資源循環

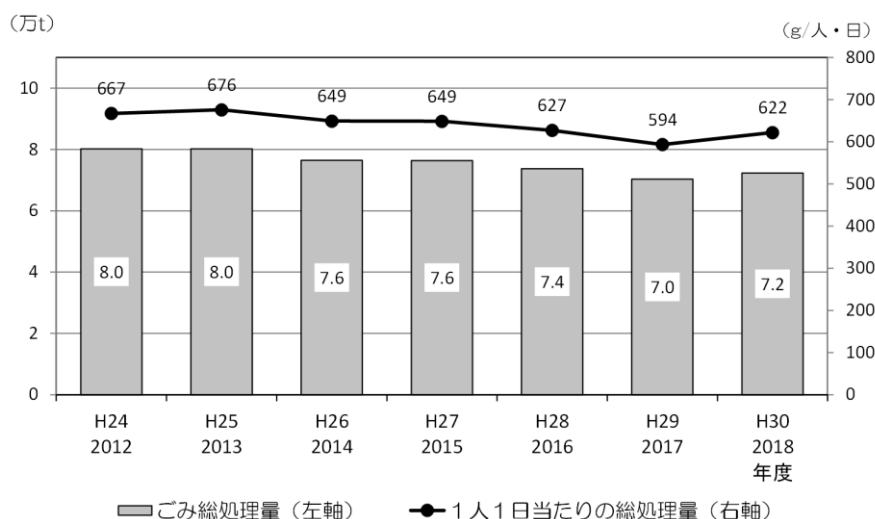
### 2-2-1 廃棄物

八尾市のごみ処理量は、平成 24 年度（2012 年度）以降減少を続けてきましたが、平成 30 年度（2018 年度）のごみ総処理量は約 7.2 万 t、1 人 1 日あたりの総処理量は 622g/人・日となっており、いずれも前年度からはやや増加しました。

資源物の回収においては、集団回収の減少が著しく、平成 24 年度（2012 年度）から約 25%減少しています。

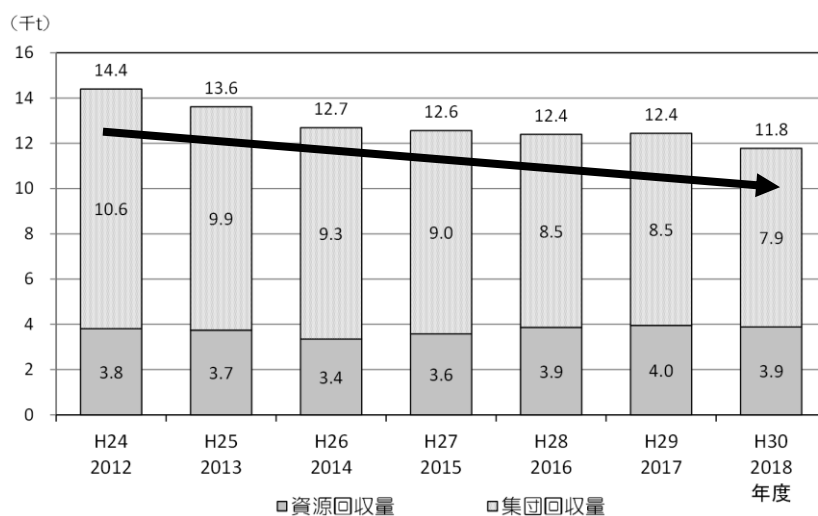
八尾市は「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」において、市民・事業者・市の役割と責務などを明確にするとともに、排出抑制のための啓発や分別収集の徹底を行い、ごみの減量化と資源化に努めているところです。

図 17 ごみ総処理量（集団回収含まない）の推移



※ 1 人 1 日あたりの排出量は資源量を含まない。

図 18 リサイクル量の推移



出典：八尾市清掃事業概要（平成30年度実績）、八尾市環境行動レポート2020

### 2-2-2 不法投棄

不法投棄への対応として、八尾市廃棄物不法投棄対策連絡調整会議を設置し、八尾警察署とも連携しながら対策を進めています。主な対策として、不法投棄多発場所を中心としたパトロールや不法投棄物の収集、啓発看板の設置など、関係課や八尾警察署と連携を密にしながら不法投棄の未然防止対策に取り組んでいます。

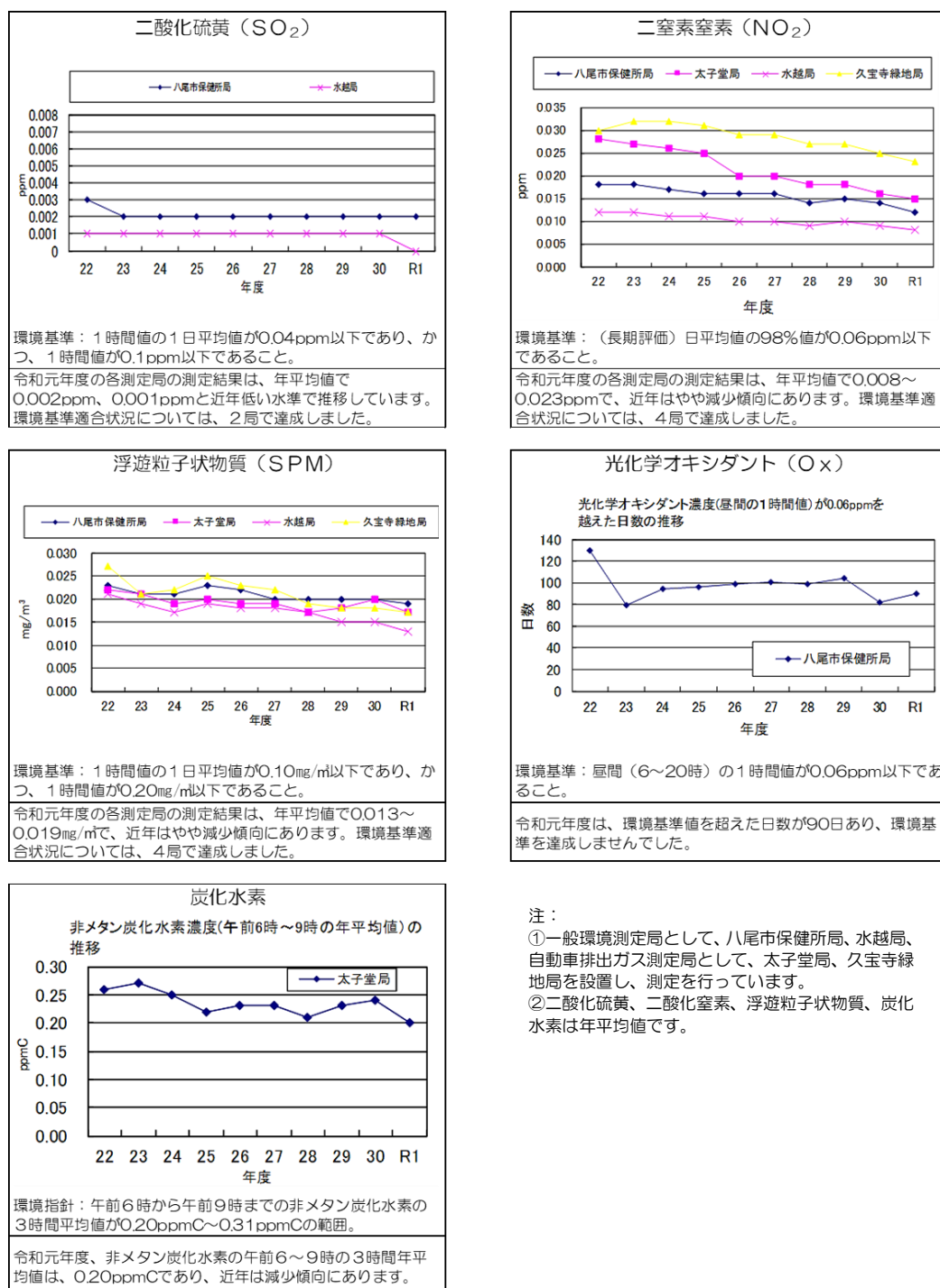
## 2-3 生活環境

### 2-3-1 大気質

大気汚染に関しては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の濃度は減少傾向にあり、環境基準を満たしているものの、自動車等から排出される窒素酸化物が主原因として発生する光化学オキシダントは、環境基準を満足していませんでした。

今後は環境基準の達成をめざして、大気汚染の状況を監視しながら規制の強化を図るとともに、交通渋滞の緩和や市民の自動車利用の提言等についても推進する必要があります。

図 19 大気汚染物質の状況



注：

- ①一般環境測定局として、八尾市保健所局、水越局、自動車排出ガス測定局として、太子堂局、久宝寺緑地局を設置し、測定を行っています。
- ②二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素は年平均値です。

出典：八尾市環境行動レポート2020

微小粒子状物質（PM2.5）は、直径が2.5 $\mu\text{m}$ 以下の超微粒子のことをいい、大気汚染の原因物質として環境基準がすでに設定されている浮遊粒子状物質よりもはるかに小さい粒子です。これは、大きな粒子より小さな粒子の方が気管を通過しやすく、肺泡など気道より奥に付着するため、人体への影響があると考えられており、発ガン性や気管支ぜんそく、花粉症などの健康影響との関連が懸念されていることより、平成21年（2009年）9月に環境基準が設定されました。

令和元年度（2019年度）の測定結果は、環境基準を達成しました。また、注意喚起のための暫定的な指針値を超えた日はありませんでした。

表 1 微小粒子状物質（PM2.5）の状況

| 測定項目             | 測定局         | 年平均値<br>( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) | 環境基準<br>超過日数 | 日 平 均 値 の<br>年 間 9 8 % 値 |
|------------------|-------------|--------------------------------------|--------------|--------------------------|
| 令和元年度<br>微小粒子状物質 | 八 尾 市 保 健 所 | 10.3                                 | 1            | 25.0                     |

※環境基準：1年平均値 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 かつ 1日平均値 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

※注意喚起のための暫定的な指針値：1日平均値 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

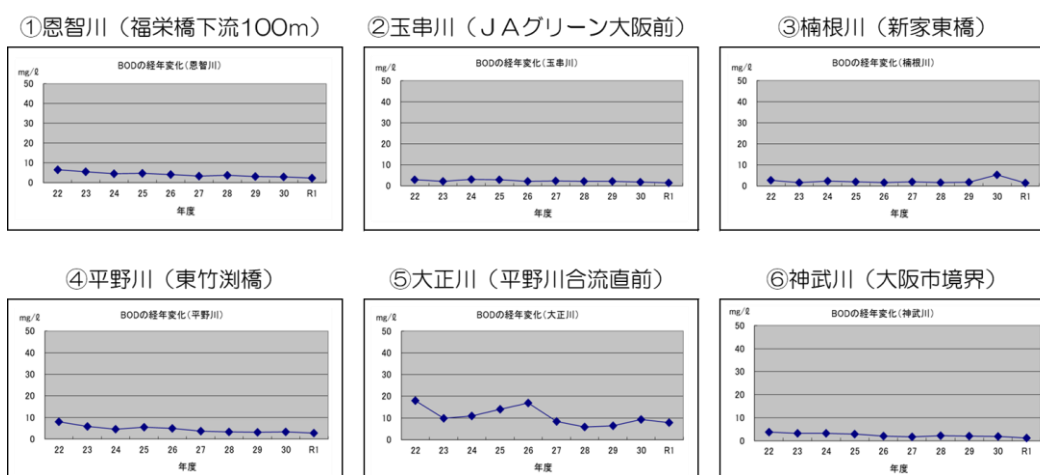
出典：八尾市環境行動レポート2020

微小粒子状物質（PM2.5）については、市の中心部に位置する八尾市保健所の屋上にて測定を実施しています。自動測定機により計測された測定値は、1時間ごとのデータとして蓄積され、八尾市から大阪府ヘイインターネット回線を通じて伝送し、大阪府並びに環境省のホームページにおいて、速報値等が公開されています。

## 2-3-2 水質

八尾市を流れる主要河川の水質の状況について、一般的な水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD<sup>1</sup>）でみると、公共下水道の整備等に伴い改善が進み、監視を行っている全ての地点において環境基準値以下となっています。

図 20 市内主要河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の状況



<sup>1</sup> BOD（Biochemical oxygen demand）とは、生物化学的酸素消費量とも呼ばれる最も一般的な水質指標のひとつです。水中の有機物などの量を、その酸分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、BODの値が大きいほど、その水質は悪いといえます。

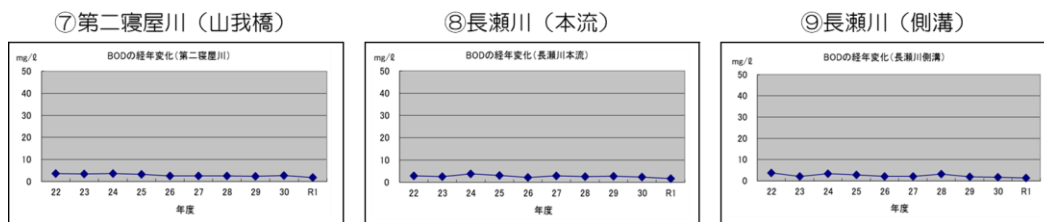
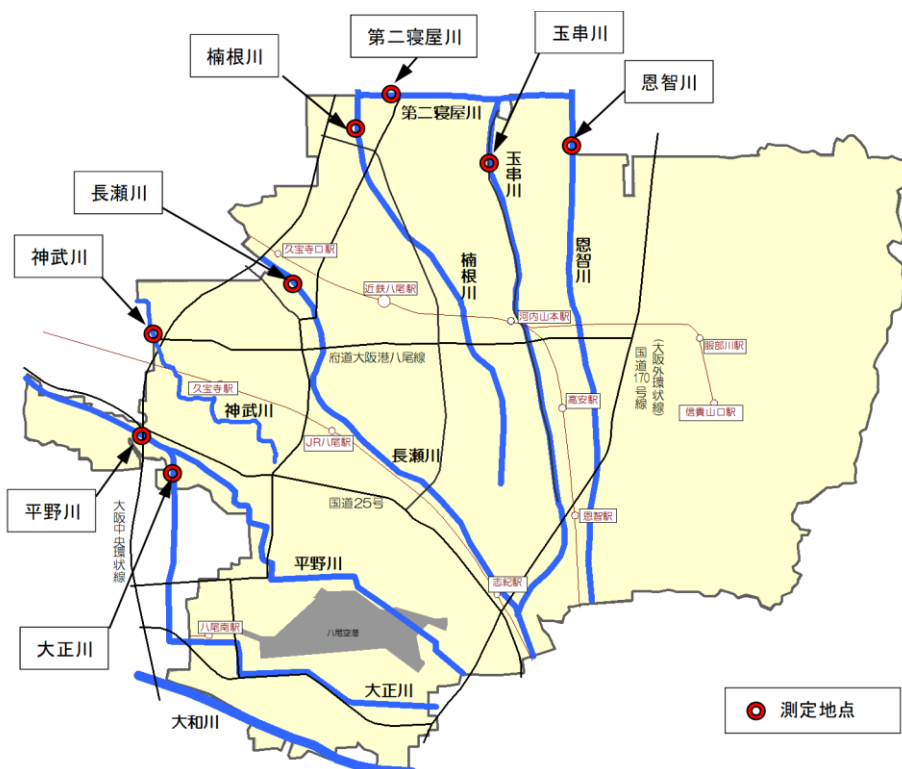


図 21 市内主要河川の位置と測定地点



出典：八尾市環境行動レポート2020

### 2-3-3 上下水道

八尾市は、給水需要に対応するため、上水道の拡張事業を進めてきました。自己水源はなく、全水量を大阪広域水道企業団からの供給に頼っています。

公共下水道は、市域中心部から整備が進められ、令和元年度（2019年度）末現在の整備区域は、約2,850ha、人口比普及率は約94.6%です。下水道の普及は着実に進んでおり、河川水質の改善などに効果がありました。

図 22 八尾市の公共下水道の普及推移

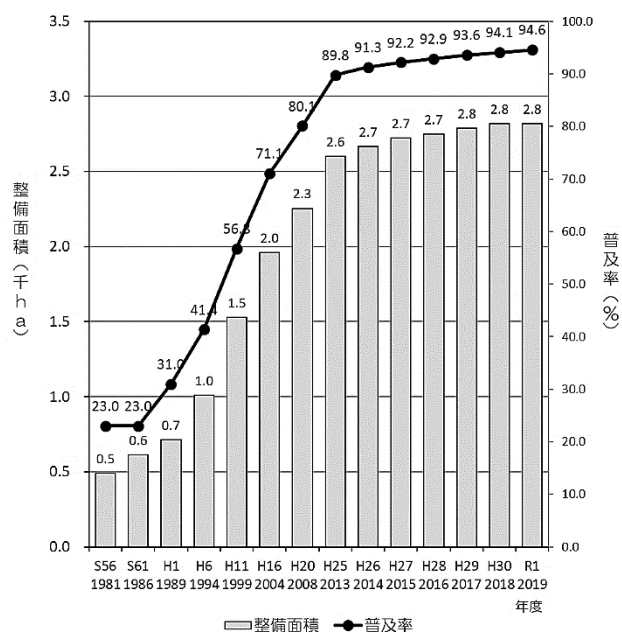
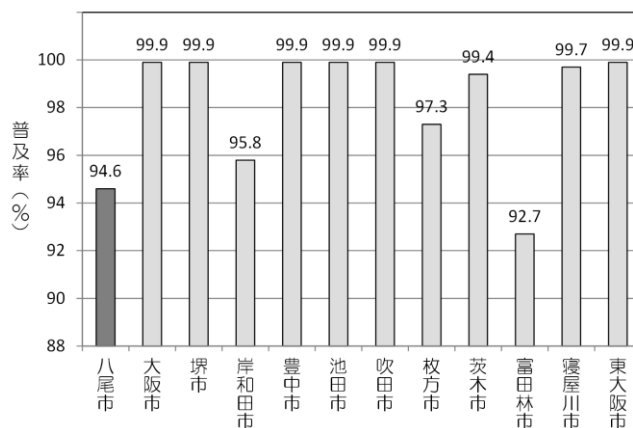


図 23 府内都市の下水道普及率  
(汚水整備区域普及率)



出典：大阪府下水道統計（令和元年度末）

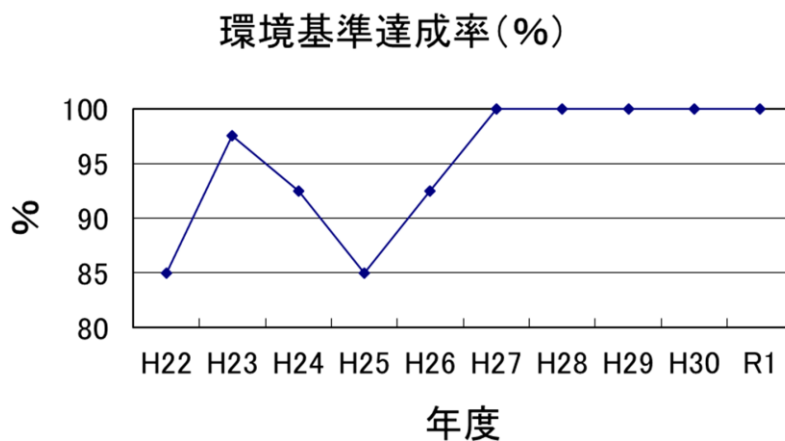
出典：八尾市環境行動レポート2020、大阪府下水道統計（令和元年度末）

#### 2-3-4 騒音・振動

市内の工場・事業場騒音、生活道路における道路交通騒音や生活騒音等不特定多数から発生する環境騒音を調べるため、道路に面しない地域において、市内20地点で年1回測定を行っています。地点ごとに昼と夜の時間帯別に各2回の測定を行いました。

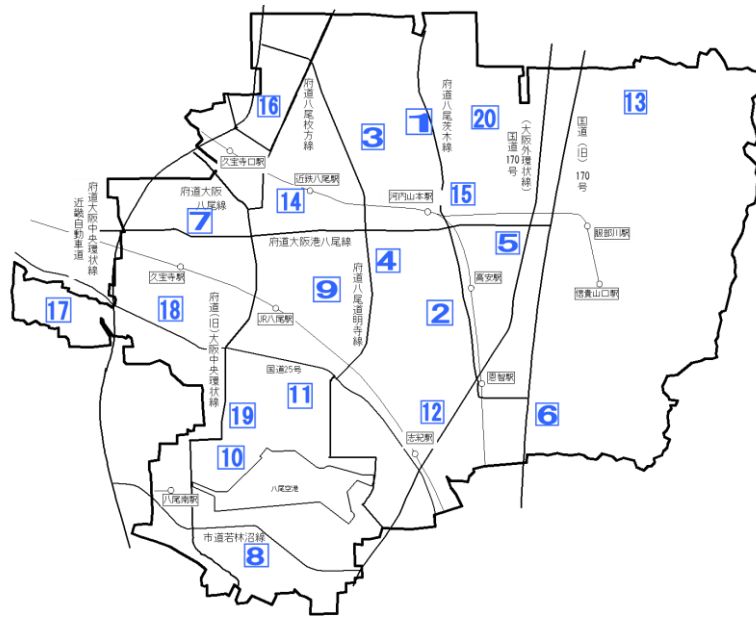
令和元年度の測定結果では、一般地域において、すべての地点で環境基準を達成しました。

図 24 一般地域における騒音環境基準達成率の推移



出典：八尾市環境行動レポート2020

図 25 騒音の測定地点（一般地域）



出典：八尾市環境行動レポート2020

## 2-3-5 化学物質

ダイオキシン類等の化学物質による公害の発生を未然に防止するために、関係機関との連携を進め、調査や対策ができる体制づくりを進めています。

### （１）ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査

ダイオキシン類については、市内の各環境媒体について調査を実施しています。

令和元年度（2019年度）は、大阪府の実施分を含めて大気1地点、河川水質・底質各3地点、地下水質2地点、土壌2地点について調査を行いました。調査の結果、玉串川の河川水質において、環境基準の超過がありました。その他の地点については環境基準に適合していました。

表 2 令和元年度ダイオキシン類調査結果（大阪府※・八尾市実施）

| 環境媒体 | 測定場所            | 測定結果  | 単位                    | 環境基準    |
|------|-----------------|-------|-----------------------|---------|
| 大気   | 八尾市保健所局         | 0.019 | pg-TEQ/m <sup>3</sup> | 0.6以下   |
| 河川水質 | 平野川（東竹渚橋）       | 0.68  | pg-TEQ/ℓ              | 1以下     |
|      | 恩智川（福栄橋下流100m）※ | 0.55  |                       |         |
|      | 玉串川（JAグリーン大阪前）  | 3.5   |                       |         |
| 河川底質 | 平野川（東竹渚橋）       | 4.4   | pg-TEQ/g              | 150以下   |
|      | 恩智川（福栄橋下流100m）※ | 1.2   |                       |         |
|      | 玉串川（JAグリーン大阪前）  | 1.7   |                       |         |
| 地下水質 | 楠根町             | 0.062 | pg-TEQ/ℓ              | 1以下     |
|      | 安中町             | 0.063 |                       |         |
| 土壌   | 志紀町西公園          | 0.61  | pg-TEQ/g              | 1,000以下 |

出典：八尾市環境行動レポート2020

## (2) P R T R法<sup>2</sup>に基づく化学物質の届出排出量・移動量

八尾市域内におけるP R T R法に基づく届出排出量・移動量は、以下のとおりです。

表 3 八尾市域内におけるP R T R法に基づく届出排出量・移動量

(単位:t)

|       |       | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|-------|--------|--------|
| 排 出 量 | 大気    | 201    | 220    |
|       | 公共用水域 | 4      | 5      |
|       | 土壌    | 0      | 0      |
|       | 埋立処分  | 0      | 0      |
| 移 動 量 | 下水道   | 1      | 1      |
|       | 廃棄物   | 373    | 436    |

出典：八尾市環境行動レポート2020

## (3) アスベスト

八尾市においては、平成17年（2005年）7月に「八尾市アスベスト対策本部」を設置し、相談窓口の開設やホームページによる情報提供、市域における環境調査等を実施しています。

令和元年度（2019年度）の環境調査結果は、全ての地点で世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア<sup>3</sup>と比べて十分低い濃度でした。

### 2-3-6 公害苦情件数

八尾市の都市形態は住工混在となっており、そのために公害苦情が発生しやすい状況にあります。令和元年度（2019年度）公害苦情受付件数は207件で、そのうち当該年度内に解決した件数は173件、未解決で次年度へ繰り越した件数は34件となっています。

公害の種類別構成率を見ると、大気が全体の約58%と最も多く、次いで騒音が約18%、悪臭が約12%となっています。

<sup>2</sup> P R T R法とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のことで、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善に促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定されました。

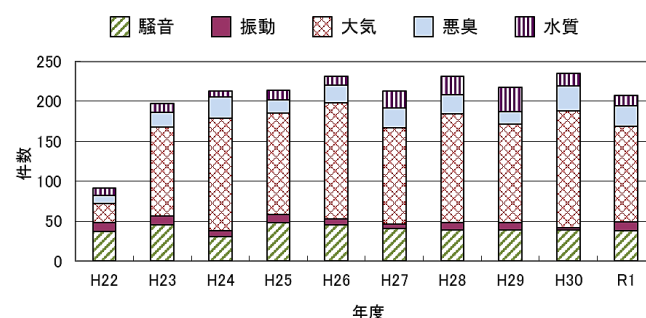
<sup>3</sup> 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアでは、「世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は1～10本/ℓ程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い」とされています。

図 26 公害苦情件数の推移

|     | 平成30年度<br>(2018年度) | 令和元年度<br>(2019年度) |
|-----|--------------------|-------------------|
| 騒 音 | 39件                | 38件               |
| 振 動 | 3件                 | 11件               |
| 大 気 | 146件               | 120件              |
| 悪 臭 | 31件                | 25件               |
| 水 質 | 16件                | 13件               |

出典：八尾市環境行動レポート2020

●種類別経年変化(公害苦情受付件数)



### 2-3-7 屋外燃焼行為

八尾市では、八尾市生活環境の保全と創造に関する条例（以下「市条例」という。）により、周辺の生活環境を損なうような燃焼行為について規制を行っています。

また、ダイオキシン類の排出規制に関連して、平成13年（2001年）4月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、廃棄物の焼却禁止が明記されたため、市条例に基づく指導に加え、監視や指導を強化しています。

令和元年度（2019年度）の屋外燃焼行為による苦情発生件数は96件で、年間公害苦情件数の約半数を占めています。内容としては、建設廃材や剪定くず等による野焼きによるものがありました。また、田畑での一時的な焼却行為も多くみられました。市では、苦情対応を行うとともに、継続性のあるものについては、屋外燃焼行為の監視パトロールを行い、その防止に努めています。また、廃棄物に係るものについては、庁内で連携して指導を実施しています。

表 4 屋外燃焼行為による苦情指導件数

|            | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|-------|
| 屋外燃焼行為指導件数 | 120件   | 96件   |

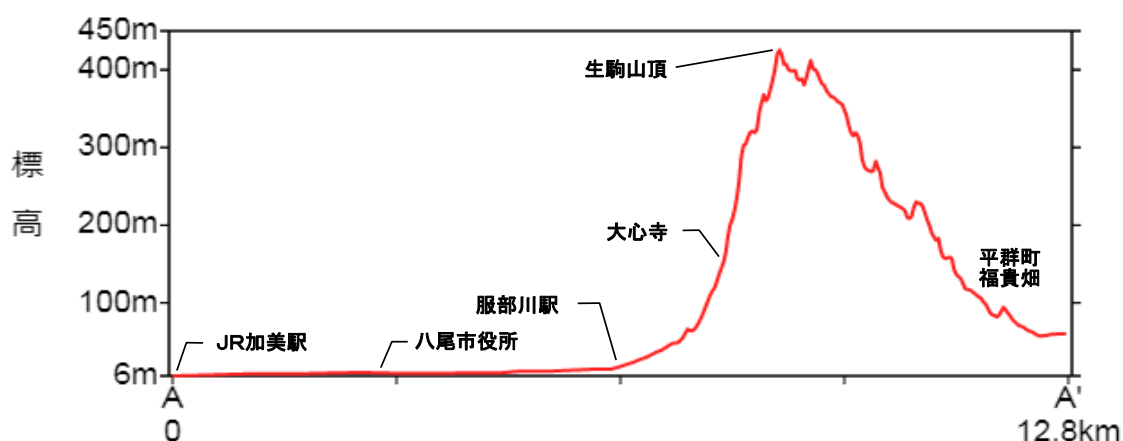
出典：八尾市環境行動レポート2020

## 2-4 自然環境

### 2-4-1 地形

八尾市の地形は、東部の山地、山麓地及び西部の低地とそれを結ぶ段丘地から成り立っています。山地には、平均斜度40度以上の急斜面もみられます。また、段丘地の谷沿いにはため池が多く、地すべり地の特徴を示しています。

図 27 八尾市の地形断面



出典：Web地形断面図メーカー（谷謙二(埼玉大学教育学部人文地理学研究室)）を用いて作成

地質は、山地の花崗岩質岩石、山麓地及び段丘地の大阪層群段丘層、低地の沖積層から成り立っており、山麓地には活断層である生駒断層がほぼ南北に走っています。

土壌は、山地に褐色森林土壌、山麓地及び段丘地に灰色台地土壌、低地に灰色低地土壌がみられます。低地の肥沃な灰色低地土壌は、水田等の耕作地に適しています。

今後は、山地の急斜面に対する、治山、治水対策などの長期的な取組を進めるとともに、防災対策の実施、山麓部に点在する湧水や水生植物・動物の生息域として貴重なため池の保全、肥沃な耕作地や丘陵地の保全等を進める必要があります。

表 5 八尾市の地質区分

|       |        |             |               |           |       |  |
|-------|--------|-------------|---------------|-----------|-------|--|
| 地形分類  | 平 野    | 扇 状 地       | 山 麓 地         | 山 地       |       |  |
| 高度分布  | 10～30m | 30～90m      | 90～120m       | 120～480m  |       |  |
| 傾 斜   | 0～2°   | 3～7°        | 8～14°         | 15～40°    |       |  |
| 起 伏 量 | 0～19m  |             | 20～39m        | 40～100m   |       |  |
| 地 質   | 沖 積 層  | 中・低位<br>段丘層 | 高位段丘層<br>大阪層群 | 花 崗 岩     |       |  |
|       |        |             |               | 未風化部      | 強風化部  |  |
| 地 盤   | 軟質地盤   | 土 砂 地 盤     |               | 岩石地盤      | マリ土地盤 |  |
| 水 系   | 都市河川   | 小河川・水路・ため池群 |               | 溪流地域・水源地域 |       |  |
| 土地利用  | 市 街 地  | 集 落 地       | 農 地           | 山林（一部達成地） |       |  |

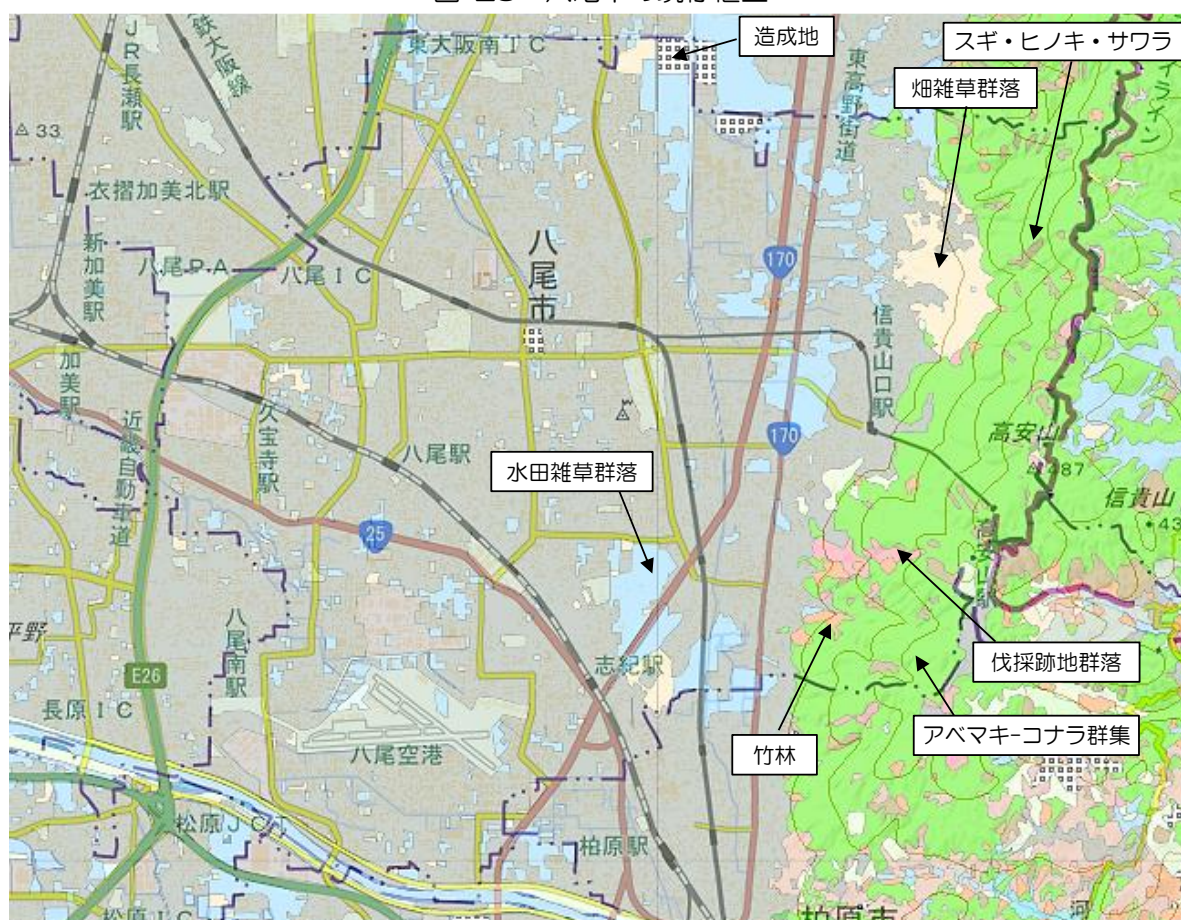
## 2-4-2 自然生態系等

八尾市のみどりは、市域東部の山地から丘陵地にかけての東部山麓地域に集中しています。高安山を中心とした東部山麓地域の森林は、古くから人為的な影響を受けた里山（二次林）であり、広葉樹林が大部分を占めています。また、谷筋の急斜面や社寺周辺には、アラカシ、クロガネモチ等の常緑広葉樹もみられます。このうち、市内唯一の自然植生である、恩智神社のアラカシ群落は「植物群落レッドデータブック」（財団法人日本自然保護協会、平成8年（1996年））において、保護対策の必要な群落に指定されています。

動物では、東部山麓地域には、タヌキ、キツネ等の中型ほ乳類が生息し、貴重な動物種を含め、その生息域が集中しています。また、東部山麓地域より流れ出る河川にはサワガニやヘイケボタルが生息しています。山麓部のため池には、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠA類に指定されているニッポンバラタナゴが生息しています。

今後も動植物の生育・生息状況の把握、高安山を含む東部山麓地域の森林の維持、ニッポンバラタナゴ等の貴重な動植物の保護等を行うとともに、東部山麓地域をレクリエーションの場、身近な自然や生態系についての環境教育・学習の場、環境保全活動の場等としてさらに活用を進めることが求められています。

図 28 八尾市の現存植生



出典：自然環境調査Web-GIS（環境省生物多様性センター）、第6-7回（1999～2012/2013～）自然環境保全基礎調査を編集

#### 【参考】八尾市の希少動植物

ニッポンバラタナゴは、ため池や沼など、水の流れが少ない場所に生息する日本固有の淡水魚です。繁殖期になると、オスの体がバラ色に染まることから「バラタナゴ」と名付けられました。かつては高安地域の池に多く生息していましたが、現在は環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠA類に指定され、八尾市のほか四国の高松市など、ごく限られた地域にのみ生息しています。

かつての高安地域は農業が盛んな場所で、田んぼや畑のために使う雨水や川の水を蓄える「ため池」がたくさんありました。そして、ため池の中で死んだ生き物や腐った枯れ葉などがヘドロとして溜まらないよう、定期的にため池を大掃除する「ドビ流し」という作業が行われていました。このドビ流しによって水がきれいに保たれ、多様な生きものがため池に生息していましたが、農業人口が減ったことで濁ったままのため池が増え、ニッポンバラタナゴは絶滅の危機に瀕しました。人間の暮らしの変化が、生きものの環境にも大きな影響を与えてしまったのです。

図 29 ニッポンバラタナゴと「ドビ流し」の風景



出典：「チャレンジやお」ホームページ（八尾市）

表 6 高安地域の希少動植物

#### 《参考：高安地域で生息・生育が確認されている希少動植物》

##### ○環境省レッドリスト掲載種

- ・絶滅危惧ⅠA類：ニッポンバラタナゴ
- ・絶滅基部ⅠB類：ツクシガモ
- ・絶滅危惧Ⅱ類：メダカ、ウラナミジャノメ、オオタカ、トモエガモ
- ・準絶滅危惧：オオムラサキ

##### ○大阪府レッドリスト

- ・絶滅危惧ⅠA類：ニッポンバラタナゴ、
- ・絶滅危惧Ⅱ類：メダカ、ウラナミジャノメ、マルドブガイ、オオタカ、タマシギ、トラツグミ
- ・準絶滅危惧：オオムラサキ、ヒメボタル、ウラジロミドリシジミ、ミドリシジミ、スミナガシ、ミスジチョウ、オオシモフリスズメ、ホトトギス、カワセミ、ツクシガモ、トモエガモ、オオパン、アオゲラ、クロジ、オオマシコ

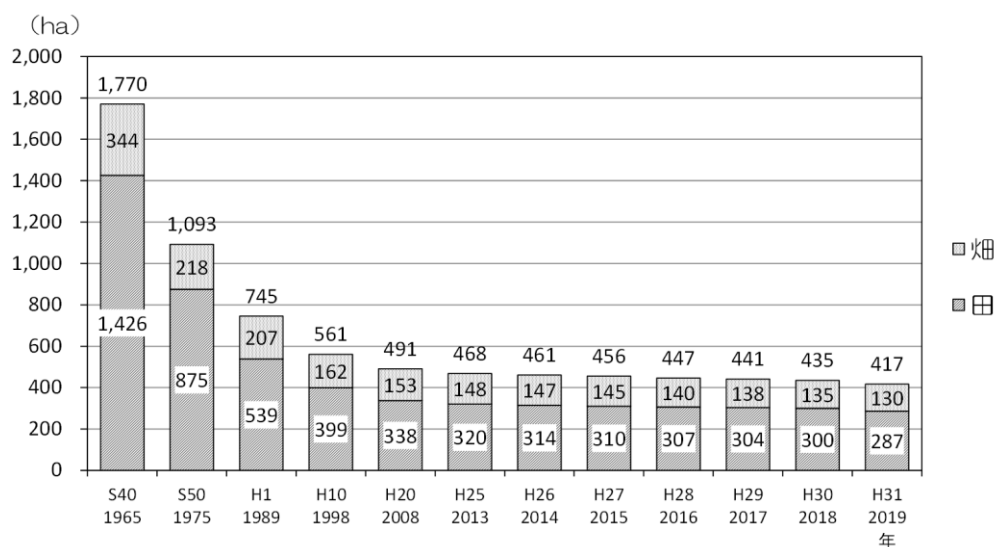
出典：環境省里なびホームページ > 事例・文献データベース > 事例 No.54 大阪府八尾市高安地域

### 2-4-3 農地

平野部では夏はえだまめ、冬は八尾若ごぼうの生産が盛んであるとともに、軟弱野菜を中心とした多品種の野菜の栽培が行われています。また、神立、大窪を中心とする東部山麓は、菊、ケイトウ、花桃等の栽培が盛んな花卉・花木の産地です。

農地は高度経済成長期の急激な人口・産業（工場等）の流入により 都市的利用に転用された結果、昭和40年（1965年）には1,770ha あった農地は、令和元年（2019年）には417ha と約76%減少しています。また、経営耕地面積は昭和50年（1975年）と対比して平成27年（2015年）には、田が約87%減、畑が約63%減となっています。

図 30 農地面積の推移



出典：大阪府統計年鑑（令和元年度） ※各年1月1日現在

図 31 八尾市の農作物

八尾若ごぼう



えだまめ



## 2-5 都市環境

### 2-5-1 公園・緑地

八尾市の都市公園等は、分布状況をみると、市内のほぼ全域に点在しているものの、公園面積は、平成30年度（2018年度）で合計約77ha となっています。人口1人あたりの面積に換算すると約2.91㎡で、大阪府内の各市平均より低くなっています。

まとまった緑地としては、高安山を中心とした東部山麓地域の山林に、みどりが広がっています。東部山麓地域以外の、中部～西部では、久宝寺緑地や恩智川治水緑地、玉串川沿いの他、市内に点在する寺社林にまとまったみどりが見られます。

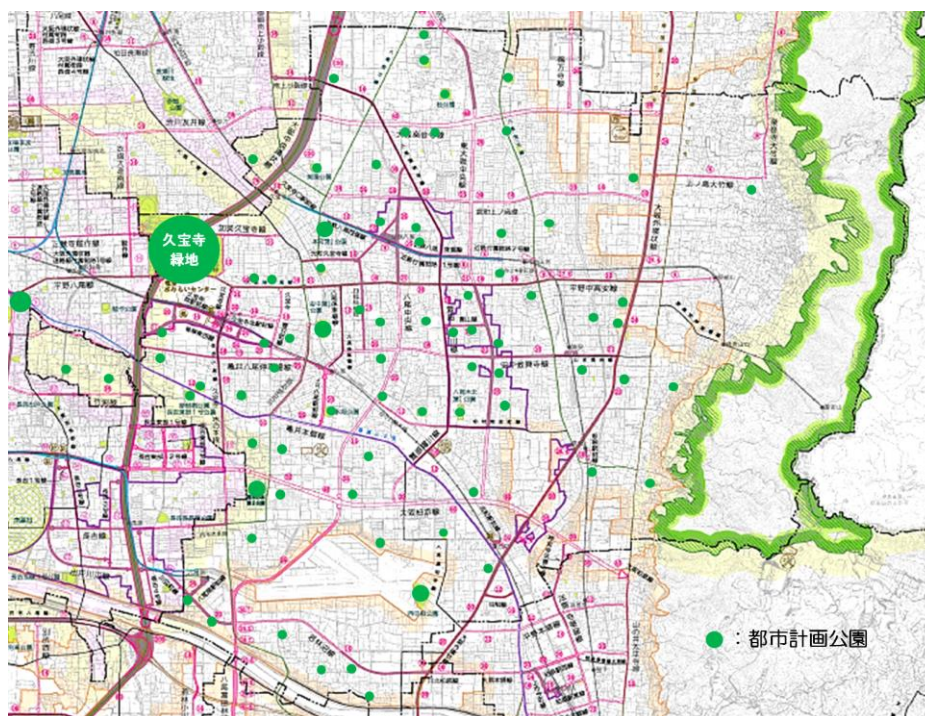
表 7 市域の公園の状況

（平成30年（2018年）度末現在）

| 区 分 | 種 類     | 園 数 | 面積(ha) | 種 類         | 園 数 | 面積(ha) | 備 考               |
|-----|---------|-----|--------|-------------|-----|--------|-------------------|
| 大阪府 | 大規模公園   | 1   | 32.30  | 広域公園        | 1   | 32.30  | 久宝寺緑地             |
| 八尾市 | 都 市 公 園 | 301 | 42.10  | 都市計画公園      | 6   | 5.86   |                   |
|     |         |     |        | 近隣公園        | 65  | 16.92  |                   |
|     |         |     |        | 街区公園        | 71  | 22.78  |                   |
|     |         |     |        | 小 計         | 230 | 19.32  |                   |
|     | 児童福祉施設  | 54  | 3.09   | 児童遊園        | 38  | 2.50   |                   |
|     |         |     |        | ちびっこ広場      | 16  | 0.59   |                   |
| 計   |         | 356 | 77.49  | 人口1人当たり公園面積 |     | 2.91㎡  | 年度末人口<br>266,593人 |

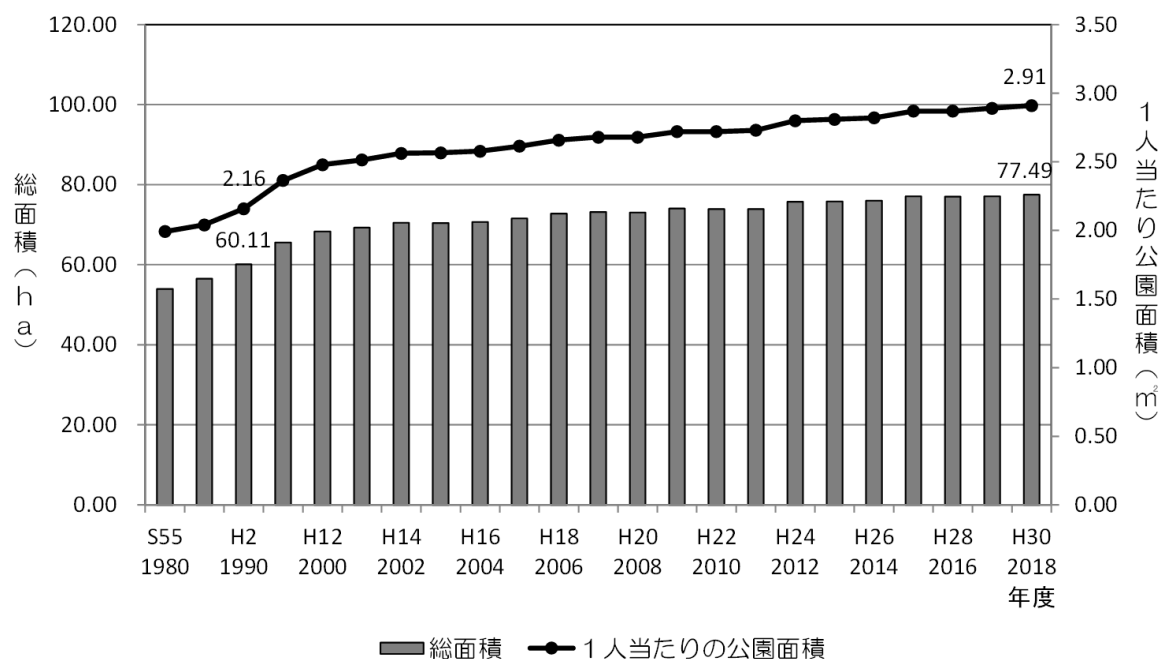
出典：八尾市統計書（2019年版）

図 32 都市計画公園の分布状況



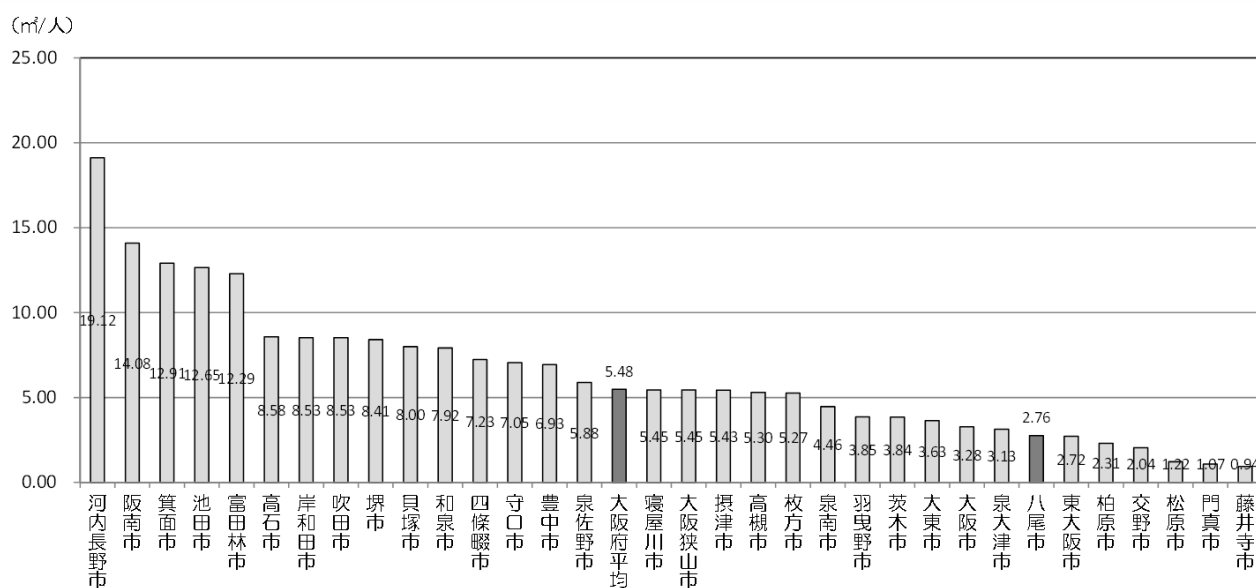
出典：東部大阪都市計画総括図（八尾市分）を参考に作成

図 33 公園面積の推移



出典：八尾市統計書（2019年版） ※各年度末現在

図 34 大阪府内の1人当たり都市公園面積比較（平成28年度（2016年度）末）



出典：平成30年度大阪府統計年鑑

## 2-5-2 交通

八尾市の公共交通機関を見ると、鉄道はＪＲ関西本線、近鉄大阪線、信貴線及び西信貴鋼索線、大阪メトロが通っており、ＪＲ西日本が３駅、近鉄が８駅、大阪メトロが１駅あるなど、大阪都心とのアクセスは良好です。さらに、平成３１年（２０１９年）にはおおさか東線が全線開通し、ますます利便性が高まっています。

一方、幹線道路は、南北軸として西側に大阪中央環状線・近畿自動車道が、東側に大阪外環状線が通っており、東西軸は南側に国道２５号が通っています。都市計画道路は未整備の区間が多く、住宅密集地における狭小な生活道路等、道路整備の課題は少なくありません。

図 35 八尾市の交通体系

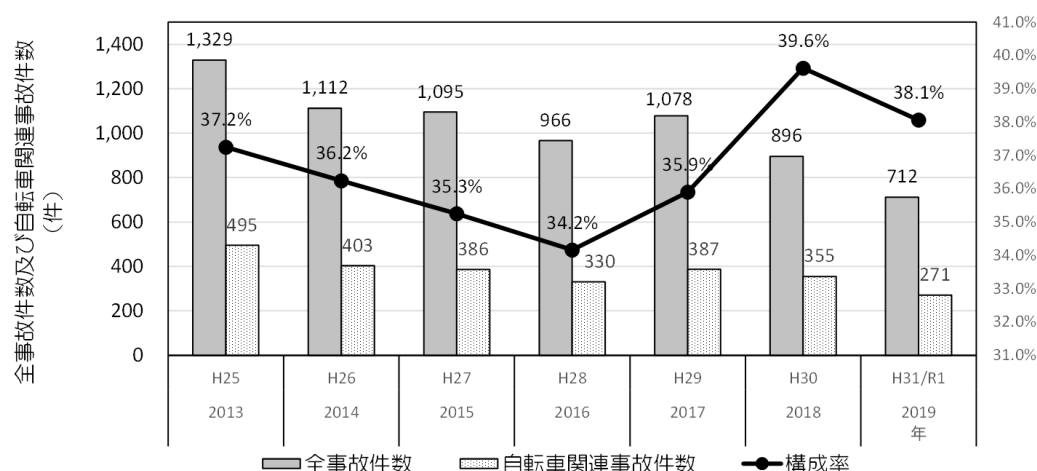


出典：八尾市都市計画マスタープラン

### 2-5-3 自転車の利用

自転車は、買い物や通勤・通学など日常生活における身近な交通手段としてだけでなく、健康志向の高まりや環境に優しい乗り物として多くの人に利用されています。一方で、交通事故全体の件数及び交通事故全体に占める自転車関連事故の割合は、減少傾向にありますが、依然として約4割と高い状況が続いています。

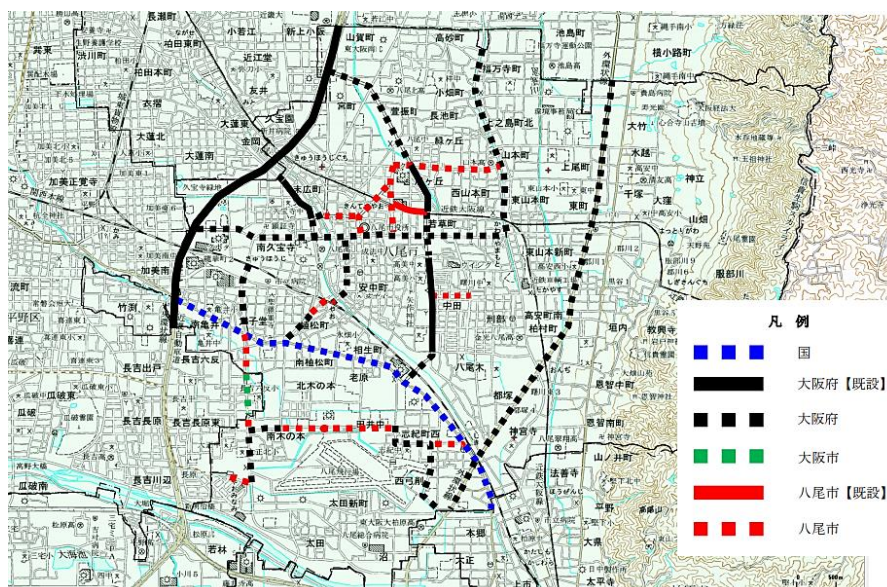
図 36 自転車交通事故の推移



出典：八尾市統計書（2019年版）

こうした状況を踏まえ、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年（2016年）7月更新、国土交通省、警察庁）」を受け、八尾市では歩行者と自転車及び自動車の通行を区分、自転車通行空間を創出し、その上で自転車交通ルールの徹底、マナーの向上を図り、自転車事故の減少をめざすことを目的とし、平成31年（2019年）3月に「八尾市自転車ネットワーク計画」を策定しました。

図 37 自転車ネットワーク計画図



出典：八尾市自転車ネットワーク計画

#### 2-5-4 空家・あき地

空家については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び八尾市空家等の適正管理に関する条例（平成26（2014）年1月施行）、八尾市空家等対策計画（平成30（2018）年3月策定）に基づき、空家等の所有者等に対して適切な管理及び利活用を促しています。

あき地については、市民の健康で快適な生活環境及び自然環境を保全することを目的として、昭和51年（1976年）3月「八尾市あき地の適正管理に関する条例」を定め、あき地の所有者に対して適切な管理を促しています。

#### 2-5-5 観光・レクリエーション

八尾市では、まちづくりの指針となる『八尾市第5次総合計画』がスタートした平成23年度（2011年度）を観光・魅力発信元年と位置づけ、八尾の魅力発見・発信という新たな分野への取組を開始しました。

平成25年度（2013年度）には一般社団法人八尾市観光協会を設立し、八尾の魅力発信と観光振興を進める体制づくりにも努めてまいりました。平成26年度（2014年度）からは八尾観光WEBにおいて観光情報を発信しています。

平成27年（2015年）3月には「八尾市観光振興プラン」を策定し、「～『ええやん！八尾』と感じる人を増やすために～ 八尾のまちの楽しみの創出」を基本理念として、さまざまな施策を展開しています。

図 38 八尾市観光おすすめモデルコース



出典：八尾観光WEBより編集

八尾市の野外レクリエーション地は、市域西部の久宝寺緑地と北部の恩智川治水緑地を除くと、ほぼ東部山麓地域に集中しています。八尾市では、東部山麓地域を市民の憩いの場として積極的に活用する地域として位置づけており、大阪府とともに史跡の道、ハイキング道、大畑山野外活動センター、青少年キャンプ場及び府民の森等を整備しています。

図 39 東部山麓地域の野外レクリエーション地



出典：八尾高安山史跡散策マップ

## 2-5-6 景観

八尾市は、東部の高安山・生駒山系をはじめとした豊かな自然や長い歴史の中で育まれてきた伝統や文化、機能的な市街地のまちなみ、様々な表情を持つ水辺空間など、多彩で魅力ある景観資源を有しています。

第5次総合計画を受けて、八尾市は平成29年（2017年）12月に、「八尾市都市景観形成基本計画」を改定、「八尾市景観計画」を策定し、「水と緑と共生する景観づくり」「魅力ある都市景観づくり」「歴史と生活文化を活用した景観づくり」を基本方針として、さまざまな施策を展開しています。

図 40 八尾市の代表的な景観



久宝寺寺内町



心合寺山古墳



旧植田家住宅



玉串川の桜並木



山麓部からの景観

## 2-6 環境活動

本計画に示された望ましい環境像を実現し、環境目標を達成するため、計画の基本方針に沿った施策を市民、事業者、行政が一体となって推進することを目的として、平成16年（2004年）12月に市民、事業者、教育機関、行政機関によるパートナーシップ協議会である「環境アニメイティッドやお」が設立されました。同協議会の主なプロジェクトは以下のとおりです。

表 8 環境アニメイティッドやおの主なプロジェクト

|                 |                                                                                      |                                                                                       |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| いきいき八尾環境フェスティバル | 多様な主体が協力しあって、多くの市民に日々の取組を発信し、環境啓発を行います。                                              |    |
| 市民環境講座          | 講演会や体験型の講座など、多様なスタイルで環境の取組を発信しています。                                                  |   |
| 八尾ふるさと歴史学校      | 八尾周辺の史跡をめぐり、楽しみながら参加者とともに、八尾の歴史を学んでいます。                                              |  |
| 高安の森自然楽校        | 森林保全活動のリーダーを養成し、高安山をはじめとする、自然環境の保全を目的に活動しています。                                       |  |
| 高安山自然再生定期活動     | 高安山下流部のため池に生息するニッポンバラタナゴを含む生物多様性を保全するために、高安山山頂付近にて森林整備を行っています。                       |  |
| 広報紙「河内の風」       |  |                                                                                       |

出典：「環境アニメイティッドやお」ホームページより編集

### 3 前計画の成果と課題

前計画の成果と課題について、現況調査等を踏まえ、基本目標ごとに成果と課題を整理し、以下に示します。

#### 3-1 前計画の数値目標達成見込み

前計画に係る環境行動計画の数値目標達成見込みは以下のとおりです。

表 9 前計画の数値目標達成見込み一覧

| 基本方針                   | 基本施策                       | 数値目標（環境行動計画）                                                 | 達成見込 | 数値       |        | 進捗率（％） |
|------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------|------|----------|--------|--------|
|                        |                            |                                                              |      | H30      | R2     |        |
| 一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち |                            |                                                              |      |          |        |        |
| 1                      | 1 地球温暖化対策の推進               | 地域の温室効果ガス排出量（万t-CO <sub>2</sub> ）                            | B    | 146（H28） | 105    | 71.9   |
|                        |                            | 市役所での温室効果ガス排出量（t-CO <sub>2</sub> ）                           | B    | 27,452   | 20,905 | 76.2   |
|                        | 2 循環型社会の形成                 | 1人1日当たりのごみ排出量（g／人／日）                                         | A    | 703      | 680    | 96.7   |
|                        |                            | 廃棄物の資源化率（％）                                                  | B    | 14.7     | 18     | 81.7   |
| 市民の健康を守り、すがすがしく暮らせるまち  |                            |                                                              |      |          |        |        |
| 2                      | 3 自動車による環境負荷の低減            | 啓発活動の実施回数（回）                                                 | A    | 15       | 10     | 100    |
|                        | 4 大気環境の改善                  | 大気環境基準達成率（八尾市保健所局（二酸化窒素））（％）                                 | A    | 100      | 100    | 100    |
|                        | 5 水環境の改善                   | 水質環境基準達成率（恩智川（BOD））（％）                                       | A    | 100      | 100    | 100    |
|                        |                            | 恩智川水質目標（BOD5mg/l）達成率（％）                                      | A    | 100      | 100    | 100    |
|                        | 6 騒音・振動の防止                 | 騒音環境基準達成率（％）                                                 | A    | 100      | 100    | 100    |
|                        | 7 その他の環境汚染の防止              | 公害苦情解決率＝ <div>その年に解決した苦情件数</div> <div>その年に受付した苦情件数</div> （％） | B    | 86.0     | 90     | 95.6   |
|                        | 8 新たな環境汚染の防止               | 微小粒子状物質（PM2.5）環境基準達成率（％）                                     | A    | 100      | 100    | 100    |
|                        | 快適でやすらぎのある住みよいまち           |                                                              |      |          |        |        |
| 3                      | 9 みどりの豊かなまちづくり             | 市民1人当たり都市公園面積（m <sup>2</sup> ）                               | A    | 2.79     | 2.79   | 100    |
|                        |                            | 耕地面積（ha）                                                     | B    | 413      | 431    | 95.8   |
|                        | 10 歩いて楽しめる水辺空間のあるまちづくり     | 平野川管理用通路整備事業の累積整備延長（m）                                       | A    | 3,069    | 3,540  | 86.7   |
|                        | 11 水とみどりのネットワークの整備         | 玉串川等の桜の年間植樹本数（本）                                             | A    | 24       | 20     | 100    |
|                        | 12 清潔で美しいまちづくり             | 公共の場所でごみやたばこのポイ捨てなどをしないよう心がけている市民の割合（％）                      | B    | 76.5     | 80     | 95.6   |
|                        | 13 災害に強いまちづくり              | 自主防災組織の組織率（％）                                                | B    | 86.4     | 100    | 86.4   |
|                        |                            | 「八尾市耐震改修促進計画（改定版）」による民間住宅の耐震化率（％）                            | B    | 約79      | 85     | 92.9   |
|                        | 14 自転車を気持ちよく安心して利用できるまちづくり | 自転車駐車場利用率（％）                                                 | A    | 90.1     | 90     | 100    |
|                        |                            | 放置自転車の移動保管台数（台）                                              | A    | 4,364    | 4,200  | 96.2   |
|                        | 15 ゆとりのあるまちづくり             | 適切な土地利用が図られ、暮らしやすいまちになったと感じる市民の割合（％）                         | C    | 32.0     | 40     | 80.0   |
| 身近な自然を大切に、育て、ふれあえるまち   |                            |                                                              |      |          |        |        |
| 4                      | 16 自然環境の保護・保全              | 市内に自然環境が多く残っていると思う市民の割合（％）                                   | B    | 49.6     | 51.3   | 96.7   |
|                        | 17 自然とふれあえる場の創出            | 大畑山青少年野外活動センターの年間利用者数（人）                                     | A    | 90,195   | 65,500 | 100    |
| 個性豊かな文化とふれあいのあるまち      |                            |                                                              |      |          |        |        |
| 5                      | 18 文化的まちづくりの推進             | 市民意識調査で芸術文化に親しんで心の豊かさを感じる時がある割合（％）                           | B    | 69.4     | 79     | 87.8   |
|                        | 19 歴史的・文化的環境の保全            | 文化財の保全・活用に関する市民ボランティアの登録者数（人）                                | C    | 30       | 33     | 90.9   |
|                        | 20 市民文化活動の創出               | 文化会館の施設利用状況（％）                                               | B    | 86.0     | 87     | 98.9   |
| 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち  |                            |                                                              |      |          |        |        |
| 6                      | 21 環境を大切にする人づくりの推進         | 環境保全行動（ごみの分別、買い物袋の持参、節水など）を実施している市民の割合（％）                    | B    | 86.4     | 92     | 93.9   |
|                        | 22 自主的な環境保全活動の推進           |                                                              |      |          |        |        |

達成見込： A:達成の見込み B:達成できないため取組強化が必要 C:指標の再検討が必要

### 3-2 個別施策の成果と課題

〔基本方針1〕一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち

#### 基本施策1 地球温暖化対策の推進

##### ＜成果＞

数値目標である市域及び八尾市役所における温室効果ガス排出量は、目標値設定当初よりも電気使用に係るCO<sub>2</sub>排出係数が上昇していること等の影響もあり、いずれも目標値の達成が厳しい状況です。

##### ＜課題＞

再生可能エネルギーの利用等については、費用負担が伴うことから、何らかのインセンティブが必要であり、さらなる周知が求められます。中小企業における環境マネジメントシステムの導入については、補助のみならず、導入によるメリットを確実に伝えていくことが肝要です。一方、市においては、既存の公共施設で省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入が停滞しており、今後積極的に進める必要があります。また、これらの低炭素化、脱炭素化につながる行動・事業は、市民や事業者との連携が不可欠であり、地球温暖化対策に資する効果的な施策の検討や仕組みの構築が求められます。

#### 基本施策2 循環型社会の形成

##### ＜成果＞

数値目標である1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり達成できる見込みです。また廃棄物の資源化率については横ばい傾向にあり、目標値の達成が厳しい状況です。

##### ＜課題＞

家庭ごみの分別の徹底等によるごみの更なる減量と、雑紙などの集団回収の推進や、小売店舗等による資源回収ボックスの増加等により、資源化を進める必要があります。また、災害時の対応は課題です。一方、市においては、少量排出事業所における適正な規制が必要であり、グリーン調達対象の物品の対象範囲の拡大を進める必要があります。

〔基本方針2〕市民の健康を守り、すがすがしく暮らせるまち

#### 基本施策3 自動車による環境負荷の低減

##### ＜成果＞

数値目標である啓発活動の実施回数については達成見込みです。

##### ＜課題＞

エコカーの普及促進やエコドライブの啓発のあり方が課題です。一方、道路舗装を適正に維持管理していくため、財源の確保及び計画的に整備を進めていく必要があります。なお、道路交通騒音について、路線によっては騒音の環境基準値を超過しており、大気汚染について、光化学オキシダントが大気環境基準を達成していません。

#### **基本施策4 大気環境の改善**

##### **<成果>**

数値目標である二酸化窒素の環境基準達成率について、目標を達成できる見込みです。

##### **<課題>**

事業場への指導や啓発を行うにあたっての効率的かつ効果的な立入の手法を検討する必要があります。また一部の項目で環境基準を達成していません。

#### **基本施策5 水環境の改善**

##### **<成果>**

数値目標である恩智川の水質環境基準達成率は、目標を達成できる見込みです。

##### **<課題>**

更なる河川水質の向上のための未規制事業場への指導や、下水道接続の促進を引き続き行う必要があります。また、下水道の整備に関して作業困難な箇所等における工事、持続可能な下水道経営が課題です。一方、河川の親水性や生物多様性について、様々な主体が積極的に関わるような仕組みが必要です。

#### **基本施策6 騒音・振動の防止**

##### **<成果>**

数値目標である一般地域における騒音環境基準達成率については、目標を達成できる見込みです。

##### **<課題>**

騒音・振動に係る苦情の受付件数は近年横ばいであり、中でも解体作業等の工事に伴う苦情が多い状況です。また、資材置き場等の開放型事業場における騒音・振動の防止対策が課題です。

#### **基本施策7 その他の環境汚染の防止**

##### **<成果>**

数値目標である公害苦情解決率は、上昇傾向にありますが、目標値は達成できていません。

##### **<課題>**

土壌汚染や地下水汚染の未然防止のため、法令に基づく有害物質使用事業場等の情報把握や、地下水汚染発生時の発生源の特定、浄化対策が課題です。典型的な公害苦情に加え、近年寄せられる苦情内容は多様化しており、公害紛争処理制度の活用方法等について検討が必要です。

#### **基本施策8 新たな環境汚染の防止**

##### **<成果>**

数値目標である微小粒子状物質（PM2.5）については環境基準を達成しています。

##### **<課題>**

河川のダイオキシン類が環境基準を超過したことがあり、追跡調査を行っていますが、原因の特定には至っていません。

### 基本施策9 みどりの豊かなまちづくり

#### ＜成果＞

数値目標である「市民1人当たり都市公園面積」については、目標は達成していますが、「耕地面積」の目標達成は厳しい状況です。

#### ＜課題＞

新規公園整備における用地確保が課題。また、就農者の高齢化による担い手不足や、資産活用による耕地面積の減少、生産緑地の過剰供給による地価の下落、土地のスプロール化等が懸念されます。都市計画道路については、近隣自治体との連携、財源の確保が課題です。

### 基本施策10 歩いて楽しめる水辺空間のあるまちづくり

#### ＜成果＞

指標である平野川管理用通路整備事業の累積整備延長については、達成する見込みです。

#### ＜課題＞

河川の散策道や水辺施設における魅力の向上や維持管理に伴う予算確保が必要。雨水利用施設の導入は、費用対効果が見込めない場合が多い状況です。

### 基本施策11 水とみどりのネットワークの整備

#### ＜成果＞

数値目標である桜の植樹本数については、目標値を達成する見込みであり、桜並木の良好な景観の永続的な保全に寄与しています。

#### ＜課題＞

未整備の沿道区間についても、継続して事業実施する必要があります。また、玉串川におけるさくら並木の保全については、様々な工夫を行っているものの、財政負担が伴うため、今後も安定的に継続する必要があります。

### 基本施策12 清潔で美しいまちづくり

#### ＜成果＞

数値目標である「公共の場所でごみやたばこのポイ捨てなどをしないよう心がけている市民の割合」については、ここ数年横ばい傾向にあり、目標の達成は難しい状況です。

#### ＜課題＞

地域一斉清掃や、道路や河川等における清掃・緑化ボランティア活動、路上喫煙マナー向上情推進員については、固定化や高齢化等による担い手の減少が課題です。そのため、活動主体同士の連携や新規で活動する方に対する情報発信や情報共有できる仕組み作りを検討する必要があります。都市景観の向上については、地域の特性に応じた重点地区指定への取組や、市民、事業者、関係機関への景観意識の啓発、情報発信が必要です。

### 基本施策 13 災害に強いまちづくり

#### <成果>

数値目標である自主防災組織の組織率については、徐々に向上しているものの、目標値の達成は厳しい状況です。民間住宅の耐震化率についても、補助制度を設けていますが、改修には多額の費用が伴うこともあり、達成は困難な状況です。

#### <課題>

自主防災組織は自主的な組織であることから、急激に増加させることは難しく、長期的に取り組む必要があること、若い世代や女性の参加が課題です。

また、より多くの事業所や市民に火災予防を啓発していく必要があります。一方、市においては民間住宅の耐震化に対する補助を実施していますが、主に費用面が原因で改修工事に至らないケースが多くなっています。その他、水道管の耐震化率向上や救急・救助における人員や訓練時間の確保が課題となっています。

### 基本施策 14 自転車を気持ちよく安心して利用できるまちづくり

#### <成果>

数値目標である自転車駐車場利用率は増加傾向にあり、目標は達成しています。一方、放置自転車の移動保管台数も減少傾向にあり、目標は達成する見込みです。

#### <課題>

自転車、公共交通の利用促進及び効果的利用ができる仕組みづくりが課題。一方、自転車駐車場の利用率が増加すると、施設のオーバーフローに近づくため、一定水準を維持するための対策が必要です。

### 基本施策 15 ゆとりのあるまちづくり

#### <成果>

数値目標である「適切な土地利用が図られ、暮らしやすいまちになったと感じる市民の割合」については、目標の達成は難しい状況です。

#### <課題>

住工混在の緩和については、生産緑地地区解除に伴う住宅開発による住工混在の進展や、すでに住工混在が進んでいる地域における住工の調和をいかに行うかが課題となっています。高齢者や環境に配慮したまちづくりについては、公共施設の計画的な機能更新や、歩行者の安全を脅かす自転車走行に対する取組が必要です。

|                               |
|-------------------------------|
| [基本方針4] 身近な自然を大切にし、育て、ふれあえるまち |
|-------------------------------|

### 基本施策 16 自然環境の保護・保全

#### <成果>

数値目標である「市内に自然環境が多く残っていると思う市民の割合」は減少傾向にあり、自然環境が多く残っているという市民の割合は少なくなっています。

#### <課題>

多くの市民が自然環境に興味を持ち、参加していただくため、さらなる啓発・広報について検討

が必要です。

### 基本施策 17 自然とふれあえる場の創出

#### <成果>

数値目標である「大畑山青少年野外活動センターの年間利用者数」は目標を達成しており、利用者に自然に触れてもらいながら、竹林の管理など自然環境について知ってもらえる機会を創出できています。

#### <課題>

ハイキング道を整備・管理するための財源確保が課題です。

また、学校園においては、取組の推進手法が学校間で異なるため、外部の人材の有効活用が望まれます。

|                           |
|---------------------------|
| [基本方針5] 個性豊かな文化とふれあいのあるまち |
|---------------------------|

### 基本施策 18 文化的まちづくりの推進

#### <成果>

数値目標である芸術文化に親しんで心の豊かさを感じる時がある割合については、低下傾向であり達成は困難です。

#### <課題>

現行の芸術文化振興プランは令和2年度（2020年度）で終了するため、新たなプランの策定が必要です。また、日常生活において芸術文化に親しむ市民の割合を増やすことが課題です。そのためには、市民が安全快適に利用できるよう文化会館の機能更新を行い、市民の文化芸術活動の活性化を図ることが必要です。

### 基本施策 19 歴史的・文化的環境の保全

#### <成果>

数値目標である文化財の保全・活用に関する市民ボランティアの登録者数については、概ね目標に近い数値で推移しています。

#### <課題>

ボランティアの高齢化やそれに伴う活動時の健康管理などに課題があります。文化財とその周辺環境は、日常的に利用できるような整備が行われていないところが多く、市民や来訪者が歴史資産に触れる機会が少ない。歴史資産の魅力発信をさらに進める必要があります。

### 基本施策 20 市民文化活動の創出

#### <成果>

数値目標である文化会館の施設利用状況については、概ね目標値を達成できているものの、平成30年度（2018年度）は目標値を下回りました。

#### <課題>

市民が安全快適に利用できるよう文化会館の機能更新を行い、市民の文化芸術活動の活性化を図る必要があります。ただし、周辺市に新しい文化会館がオープンしたことによる稼働率への影

響が推察されます。

また、河内音頭については、若者に興味を持ってもらえるような更なる取組が必要です。

|                               |
|-------------------------------|
| [基本方針6] 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち |
|-------------------------------|

## **基本施策 21 環境を大切に作る人づくりの推進**

### **<成果>**

数値目標である「環境保全行動を実施している市民の割合」は、8割を超えてはいるものの、目標達成が厳しい状況です。

### **<課題>**

市民、学校園における環境学習・啓発・教育についてどの程度効果があったかという定量的評価は難しく、総合的な評価・分析をできる仕組みの検討が必要です。事業の内容によって、ターゲットに向けた情報が届いておらず、より効果的な情報発信の手法について検討が必要です。

## **基本施策 22 自主的な環境保全活動の推進**

### **<成果>**

数値目標である「環境保全行動を実施している市民の割合」は、8割を超えてはいるものの、目標達成は厳しい状況です。

### **<課題>**

中間支援組織による市民への支援はある一定できてはいるが、高齢化による後継者不足、自主的に環境保全活動の推進を行う担い手が不足しています。地域の課題に応じた取組を支援する必要があります。また事業者向けの支援の強化が必要です。

## 4 八尾市の環境についてのアンケート結果概要

### 4-1 市民アンケート

#### (1) アンケートの概要

実施期間 令和元年（2019年）11月5日から同年11月27日まで

配布件数 1,000件

対象者 八尾市の年齢構成（18歳以上）及び小学校区毎の人口比率に応じて無作為に抽出（男女同数）

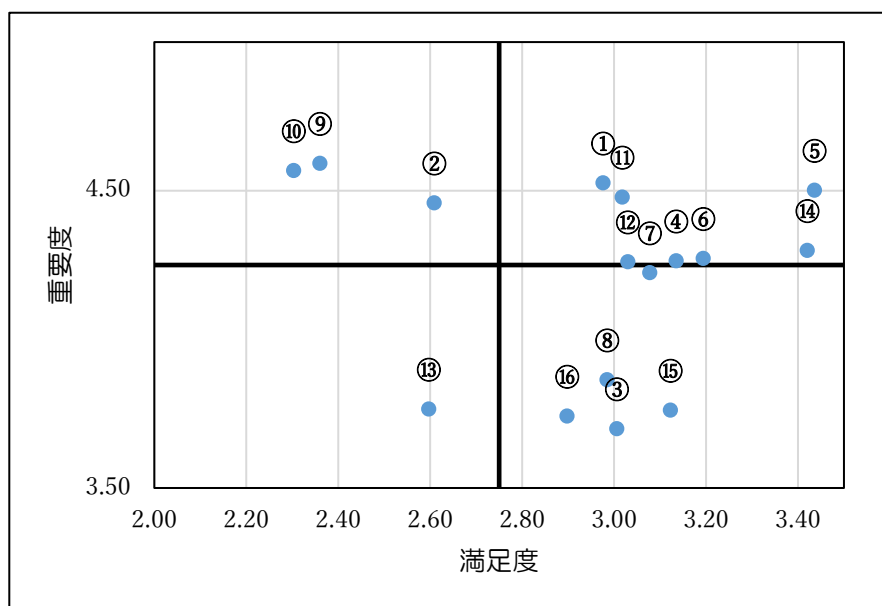
回答件数 351件（回答率：35.1%）

#### (2) アンケート結果抜粋

##### 問6 八尾市の環境に関する満足度及び重要度

- ・「河川等のきれいさ」、「ポイ捨てごみ（たばこ・犬フンなど）の少なさ」、「歩きやすさ、自転車の走りやすさ」において、満足度が低く、重要度が高い結果となった。
- ・「再生可能エネルギー（太陽光発電や風力発電など）が使われている」について、重要度、満足度が共に低い結果となった。
- ・「不快なおいがしない」については、満足度も重要度も高い結果となった。

図 41 八尾市の環境に関する満足度及び重要度



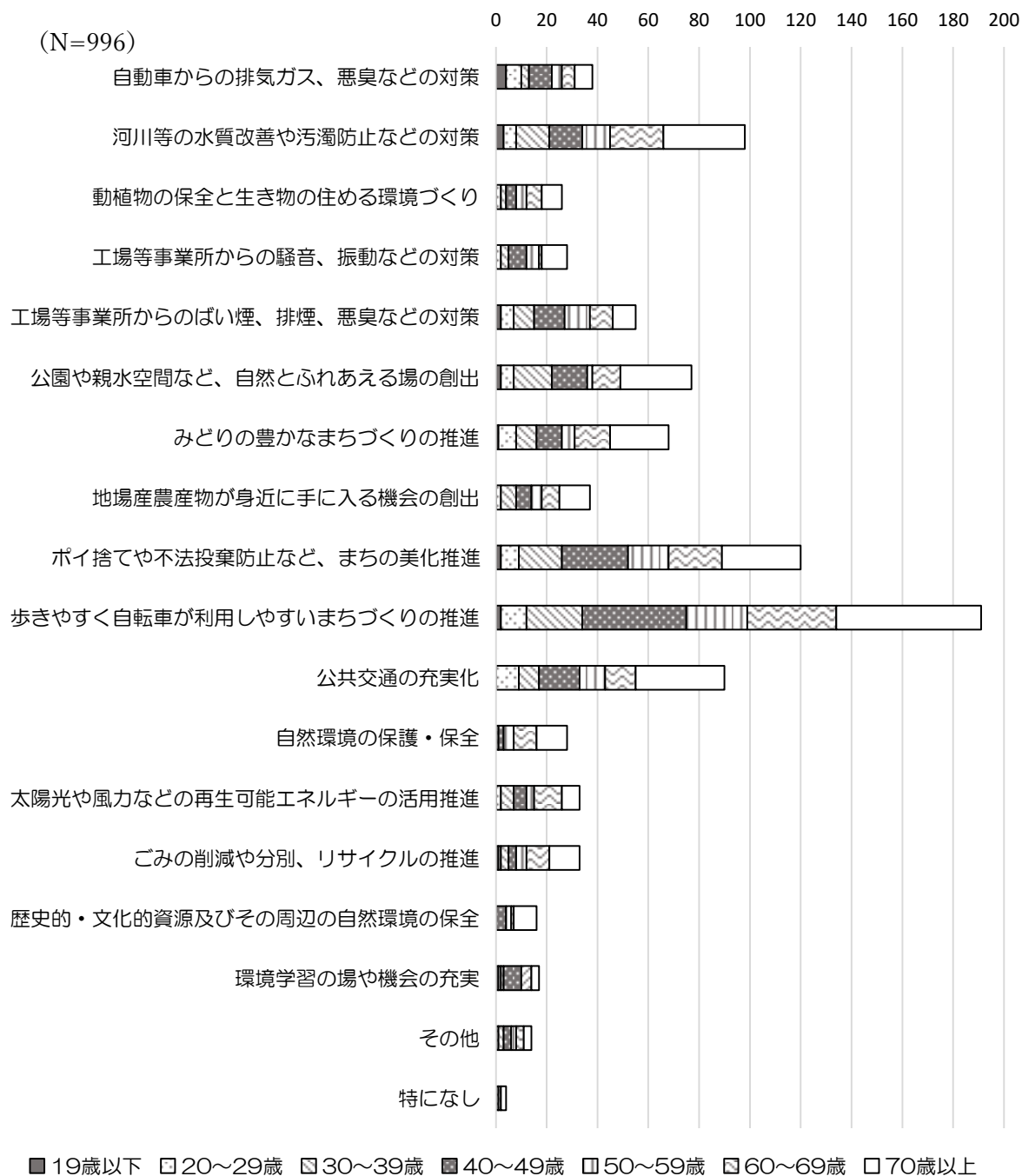
※ 重要度、満足度の数値は「満足（重要）」を5点、「やや満足（重要）」を4点、「どちらともいえない」を3点、「やや不満（重要でない）」を2点、「不満（重要でない）」を1点として平均を算出。

|                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| ①空気                             | ②河川等のきれいさ         |
| ③生き物の多さ（豊かさ）                    | ④周辺の静けさ           |
| ⑤不快なおいがしない                      | ⑥公園・親水空間の充実       |
| ⑦街路樹などみどり                       | ⑧地場産農産物が身近に手に入る機会 |
| ⑨ポイ捨てごみ（たばこ、犬フンなど）の少なさ          | ⑩歩きやすさ、自転車の走りやすさ  |
| ⑪公共交通機関の利便性                     | ⑫自然の豊かさ           |
| ⑬再生可能エネルギー（太陽光発電や風力発電など）が使われている | ⑭ごみの削減や分別、リサイクル推進 |
| ⑮自然と調和した歴史的・文化的資源               | ⑯環境学習の場や機会の多さ     |

## 問7 八尾市に求める環境への対策

- ・「歩きやすく自転車が利用しやすいまちづくりの推進」、「ポイ捨てや不法投棄防止など、まちの美化推進」、「河川等の水質改善や汚濁防止などの対策」の順に高い。
- ・上記に述べた結果は問6で「満足度が低く、重要度が高い」項目に合致している。

図 42 八尾市に求める環境への対策

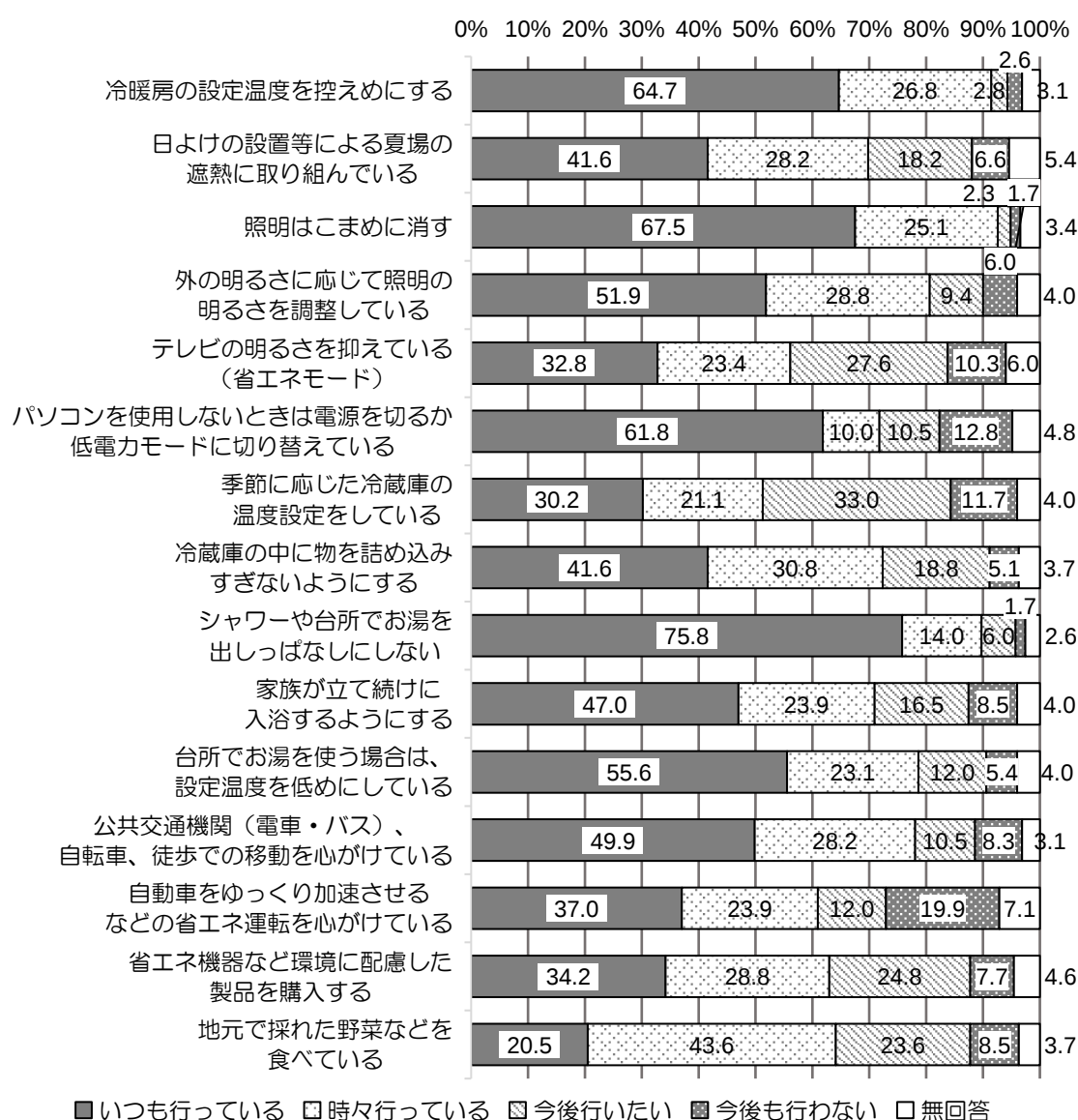


## 問8 日ごろ行っている環境にやさしい行動の取組状況

### <地球温暖化対策>

- 「シャワーや台所でお湯を出しっぱなしにしない」、「照明はこまめに消す」、「冷暖房の設定温度を控えめにする」、「パソコンを使用しないときは電源を切るか低電力モードに切り替えている」ではいつも行っている割合が高い。
- 「自動車をゆっくり加速させるなどの省エネ運転を心がけている」を除く全ての項目で「いつも行っている」、「時々行っている」、「今後行いたい」と答えた人が8割を占めている。
- 「今後も行わない」を選択した理由について、「冷暖房の設定温度を控えめにする」、「テレビの明るさを抑えている」、「季節に応じた冷蔵庫の温度設定をしている」は約3割の人が「効果があると思えない」と回答している。
- 「省エネ機器など環境に配慮した製品を購入する」は、5割以上の人が「お金がかかる」と回答している。

図 43 日ごろ行っている環境にやさしい行動の取組状況<地球温暖化対策>



# <資源の循環、自然、その他>

- ごみの分別・削減の取組について「いつも行っている」と回答した人が約8割を占めている。
- 取組を行っていない人も「今後行いたい」と回答した割合が全体的に高い。
- 「里山、野生生物などの自然保護活動」、「自然観察会などへの参加」、「環境学習会やイベントへの参加」は3割以上の人が「今後も行わない」と回答した一方で、「今後行いたい」と答えた人が約5割を占めている。
- 今後も行わないと回答した理由として、「ごみの分別・削減」、「集団回収やスーパー等の拠点回収の利用」、「庭木や家庭菜園など身近な緑を育てている」は「手間がかかる」と答えた人が多く、「里山、野生生物などの自然保護活動」、「自然観察会などへの参加」、「環境学習会やイベントへの参加」、「地域清掃活動などへの参加」は「時間がかかる」と答えた人が多い。

図 44 日ごろ行っている環境にやさしい行動の取組状況<資源の循環、自然、その他>



## 4-2 事業者アンケート

### (1) アンケートの概要

実施期間 令和元年（2019年）11月5日から同年11月27日まで

配布件数 1,000件

対象者 市内事業者から無作為抽出

回答件数 139件（回答率：13.9%）

### (2) 事業者の属性

| 事業者の規模   |     |
|----------|-----|
| 従業員数     | 比率  |
| 5～19人    | 54% |
| 20～49人   | 33% |
| 50～99人   | 11% |
| 100～299人 | 2%  |

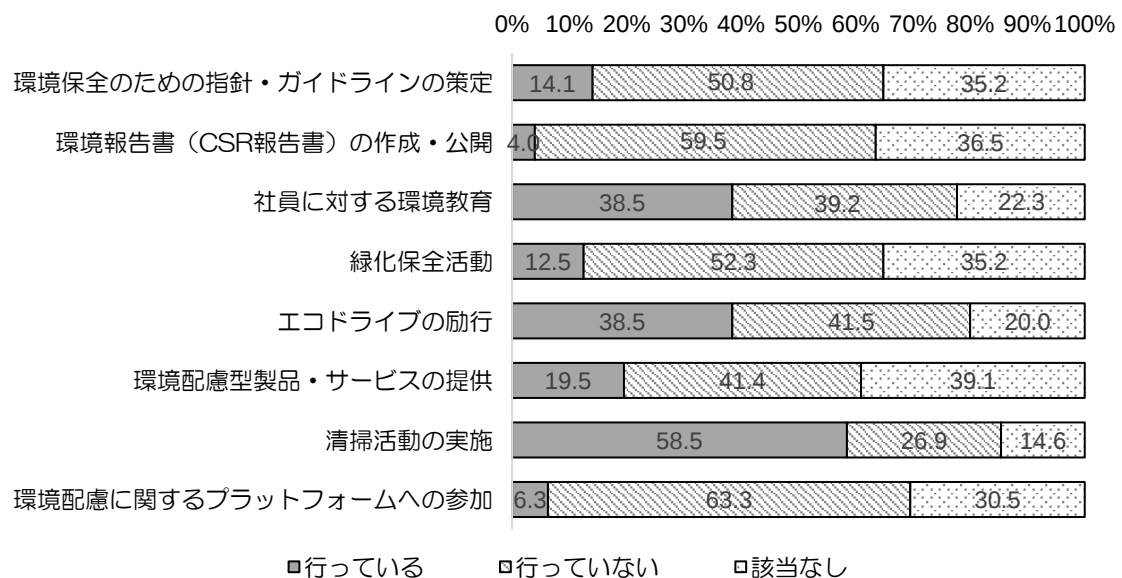
| 事業者の業種  |     |
|---------|-----|
| 業種      | 比率  |
| 建設業     | 15% |
| 金属製品製造業 | 23% |
| 機械器具製造業 | 20% |
| その他製造業  | 23% |
| 卸売業     | 8%  |
| 小売業     | 2%  |
| サービス業   | 9%  |

### (3) アンケート結果抜粋

#### 問4 環境配慮活動について

- ・清掃活動を実施していると答えた事業者は約6割を占める。
- ・社員の環境教育やエコドライブを励行していると答えた事業者は約4割を占める。
- ・「環境保全のための指針・ガイドラインの策定」、「環境報告書（CSR 報告書）の作成・公開」、「緑化保全活動」、「環境配慮に関するプラットフォームへの参加」について「行っていない」と答えた事業者が過半数以上を占めている。

図 45 環境配慮活動について



## 5 八尾市環境総合計画改定 市民ワークショップ 結果概要

(1) 第1回市民ワークショップ 令和2年(2020年)6月20日(土)14時~16時開催

「八尾市のよいところ・わるいところ」「自分の考える『理想的な八尾のすがた』」について意見や提案を出し合いました。なお、実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン形式で実施しました。

### ・「八尾市のよいところ、わるいところ」についての意見

|              | 八尾市のよいところ                                                            | 八尾市のわるいところ                                                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地球環境         | ・地産地消(フードマイレージの削減)                                                   |                                                                                               |
| 資源循環         | ・ごみの収集が徹底されている                                                       |                                                                                               |
| 自然環境         | ・ニッポンバラタナゴが生息<br>・自然環境が豊かなエリアがある                                     | ・ニッポンバラタナゴを活かしきれていない<br>・山が荒れている                                                              |
| 生活環境<br>都市環境 | ・世界かんがい施設遺産<br>・住工商混在<br>・世界に誇れるものづくり企業が多い<br>・里山と市街地が近い<br>・交通の便が良い | ・川が汚れている<br>・交通マナーが悪い<br>・主要幹線道路が通っており、南北、東西の道路が非常に混んでいる<br>・カラスが多く、ごみが荒らされる<br>・一部の人がポイ捨てをする |
| 環境活動         | ・市民活動が活発<br>・地域とのつながりが強い<br>・目標に向かって連携できる                            | ・つながっているが大きな協働は少ない<br>・若い人の力を発揮できる環境が少ない                                                      |

### ・「理想的な八尾のすがた」についての意見

|              |                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| 地球環境         | ・再生可能エネルギーの利用促進<br>・バイオマスの利用<br>・BCP 対策として避難所を設置                       |
| 資源循環         | ・分別するとごみはきれいという意識を定着<br>・再利用促進のためのモノバンクの創出                             |
| 自然環境         | ・耕作放棄地の市民への開放<br>・ニッポンバラタナゴを含めた生物多様性の保全<br>・自然と都市の連携(地域循環共生圏の構築)       |
| 生活環境<br>都市環境 | ・川がきれい(水質の保全)<br>・町工場のミュージアムなどいろんなミュージアムがあるまち<br>・自然と都市の連携(地域循環共生圏の構築) |
| 環境活動         | ・活発な市民活動に横串をさす<br>・異業種で連携して環境向上をめざす<br>・SDGs を実践している有名なまち              |

(2) 第2回市民ワークショップ 令和2年(2020年)7月18日(土)14時～16時開催  
 持続可能な地域づくりに向けた戦略と行動に向けて、「8年後の八尾市をよくするための私の提案」について、意見や提案を出し合いました。第2回ワークショップは対面形式で実施しました。

・「八尾市をよくするための提案」

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | 八尾市をよくするための提案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 1 | <p><u>「環境・教育・防災の調和のとれた取組ができるまち 八尾」</u></p> <p>(取組内容)</p> <p>ごみを出さない取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ分別・たい肥化の推進</li> <li>・ペットボトル使わない自動販売機の設置</li> </ul> <p>子ども向き体験型イベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・興味の無い人に興味を持ってもらえるように、楽しみながら取り組めるように計画する</li> <li>・学校にエコクラブ設置や興味がある子に情報発信、教育現場に専門家を派遣する</li> </ul> <p>(検討課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのように分別に協力してもらえるか</li> <li>・行政と教育現場との密な連絡、協力体制</li> </ul> <p>(想定される成果)</p> <p>[環境面] 川で泳げるくらいきれいになる、環境の保全につながる</p> <p>[経済面] 環境に配慮した製品があふれ、経済が循環する。環境関連産業のPR<br/>       資源を節約する事により、税金が安くなる(無駄なコスト削減)</p> <p>[社会面] 地域でごみ拾いなどをもっと行うことで、“つながり” “きれいな町”</p> |
| 2 | <p><u>「“人”づくり そのための“仕組み”づくり “循環”づくり」</u></p> <p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八尾の特徴を活かし、今ある資源を活かし、8年後を見据えた環境教育を行う</li> <li>・まずは教育、そして教育を受けた子どもたちが社会に進出し、また地域に戻ってきた時に環境教育や活動に協力し、また地域の子どもたちが育っていくという循環する仕組みを作る</li> <li>・親が子どもから環境を教わる</li> </ul> <p>(検討課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果の検証</li> <li>・コーディネートすることが必要</li> <li>・多様性を受け入れる人づくりが必要</li> <li>・学生から社会活動を行っている人との連携</li> </ul> <p>(想定される効果)</p> <p>[環境面] 環境に対する意識付けを行い、若い世代の行動の変化に期待</p> <p>[経済面] 市内の豊富にある資源・素材を有効活用できる</p> <p>[社会面] 将来を担う環境教育、環境活動を実践する人材を育成<br/>       八尾で環境教育を担う人材が溢れ、そういった人材が環境教育を担っていく<br/>       八尾から社会への人材の排出</p>           |

図 46 市民ワークショップ風景



## 6 計画の検討経過

| 開催日                      | 委員会等                                                                                                                                            |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元年（2019年）<br>11月6日     | （第11期）第1回 八尾市環境審議会（令和元年度 第1回）<br>・委員委嘱<br>・八尾市環境総合計画及び八尾市地球温暖化対策実行計画の見直しについて（諮問）                                                                |
| 令和2年（2020年）<br>1月8日      | 令和元年度 第1回 温暖化対策部会<br>・八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定の流れ（案）について<br>・八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定に係る方針（案）について<br>・市域における現計画の進捗状況について<br>・市民アンケートの追加実施について   |
| 令和2年（2020年）<br>2月6日      | （第11期）第2回 八尾市環境審議会（令和元年度 第2回）<br>・令和元年度第1回温暖化対策部会内容の報告及びワークショップの実施について<br>・八尾市環境総合計画改定方針の確認について<br>・市民・事業者アンケートの結果について<br>・現行計画の評価（基本方針1、2）について |
| 令和2年（2020年）<br>2月28日     | 令和元年度 第2回 温暖化対策部会<br>・現行計画における取組状況について<br>・二酸化炭素排出量の将来推計について<br>・削減目標設定の考え方（案）について<br>・追加市民アンケートの実施結果について                                       |
| 令和2年（2020年）<br>3月25日     | （第11期）第3回 八尾市環境審議会（令和元年度 第3回）<br>・令和元年度 第2回 温暖化対策部会の報告について<br>・現行計画の評価（基本方針3、4、5、6）について<br>・望ましい環境像（素案）について                                     |
| 令和2年（2020年）<br>5月25日     | （第11期）第4回 八尾市環境審議会（令和2年度 第1回）<br>・環境総合計画（改訂版）の改定に向けて<br>・市民ワークショップの実施について                                                                       |
| 令和2年（2020年）<br>6月20日     | 八尾市の環境を考えるワークショップ【第1回】                                                                                                                          |
| 令和2年（2020年）<br>6月26日     | 令和2年度 第1回 温暖化対策部会<br>・八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定に向けて<br>・八尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況について                                                           |
| 令和2年（2020年）<br>7月18日     | 八尾市の環境を考えるワークショップ【第2回】                                                                                                                          |
| 令和2年（2020年）<br>8月21日     | （第11期）第5回 八尾市環境審議会（令和2年度 第2回）<br>・八尾市環境総合計画（素案）について<br>・令和2年度 第1回 温暖化対策部会の報告について<br>・市民ワークショップの報告について                                           |
| 令和2年（2020年）<br>9月30日     | 令和2年度 第2回 温暖化対策部会<br>・八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案について<br>・八尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における温室効果ガス排出量の目標設定について                                               |
| 令和2年（2020年）<br>11月9日     | （第11期）第6回 八尾市環境審議会（令和2年度 第3回）<br>・八尾市環境総合計画（素案）について                                                                                             |
| 令和2年（2020年）<br>11月24日    | 令和2年度 第3回 温暖化対策部会<br>・八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・チャレンジ80）案について<br>・第3次八尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）案について                                                      |
| 令和2年（2020年）<br>12月25日    | （第11期）第7回 八尾市環境審議会（令和2年度 第4回）<br>八尾市環境総合計画及び八尾市地球温暖化対策実行計画の見直しについて（答申）                                                                          |
| 令和3年（2021年）<br>1月4日～2月3日 | 市民意見（パブリックコメント）の募集                                                                                                                              |
| 令和3年（2021年）<br>3月        | 八尾市環境総合計画及び八尾市地球温暖化対策実行計画の改定                                                                                                                    |

八経保第733号  
令和元年11月6日

八尾市環境審議会  
会長 曾和 俊文 様

八尾市長 山本 桂右



八尾市環境総合計画及び八尾市地球温暖化対策実行計画の見直しについて  
(諮問)

標記の件について、八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年八尾市条例第16号）第23条第1項及び八尾市環境審議会規則（昭和52年八尾市規則第35号）第2条第3号の規定に基づき、諮問します。

別紙の諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いします。

## 諮 問 趣 旨

本市では、豊かな環境の保全及び創造に関する理念を示した八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年条例第16号）を制定し、平成10年7月には同条例第7条に基づき、令和7年度（2025年度）を長期目標期間とした「八尾市環境総合計画」を策定し、その後、平成22年3月に「八尾市環境総合計画（改訂版）（以下、「現計画」という。）」を策定いたしました。

現計画では、望ましい環境像として、「緑とうるおいのある、快適な環境とふれあえるまち、やお」を掲げ、その実現に向けた6つの基本方針のもとに様々な施策を進めているところです。

また、市域全体から排出される温室効果ガスの削減を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、平成22年3月に「八尾市地球温暖化対策実行計画（チャレンジ80（やお））」を策定し、同計画において令和32年度（2050年度）を長期目標期間と定め、温室効果ガスを平成2年度（1990年度）比で80%削減するという目標を掲げ、その実現に向け様々な施策を進めているところです。

両計画は令和2年度に中期目標期間を迎えることから、近年の気候変動問題に関する国際的な枠組みや、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）の理念などの国際的な動向、国においても第5次環境基本計画が策定され、今後の環境施策の基本的な考え方が示されるなど、本市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、両計画の見直しについて貴審議会の意見を求めるものです。

令和2年12月25日

八尾市長 山本 桂右 様

八尾市環境審議会

会長 曾和 俊文

答申書

1. はじめに

令和元年11月6日八経保第733号により、本審議会に対して、「八尾市環境総合計画」及び「八尾市地球温暖化対策実行計画」の見直しについて諮問がありました。

本審議会では、SDGs、パリ協定等の国際的な潮流や国、府の動向を背景に、大きく変化する社会情勢を踏まえ審議を行い、その結果を答申として取りまとめました。

2. 審議の結果

・「八尾市環境総合計画」においては、望ましい環境像の実現に向けて、市民、事業者、行政等のあらゆる主体が連携し、6つの基本方針と15の個別施策の取り組みを推進していくことが望まれる。

・「八尾市地球温暖化対策実行計画」においては、脱炭素社会の実現に向けて、5つの基本施策と個別施策を推進していくことにより、温室効果ガスの排出削減を図る緩和策と本市の地域特性に鑑みて、5つの基本施策を中軸として計画を推進し、気候変動による被害の回避・軽減を図る適応策を両輪として取り組みを推進していくことが望まれる。

八 環 保 第 2111 号  
令和 6 年 3 月 18 日

八尾市環境審議会 御中

八尾市長 山本 桂右

八尾市環境総合計画の見直しについて（諮問）

標記の件について、八尾市民の環境を守る基本条例（平成 8 年八尾市条例第 16 号）第 23 条第 1 項及び八尾市環境審議会規則（昭和 52 年八尾市規則第 35 号）第 2 条第 3 号の規定に基づき、諮問します。

別紙の諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答中をお願いいたします。

## 諮 問 趣 旨

本市では、豊かな環境の保全及び創造に関する理念を示した八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年条例第16号）を制定し、平成10年7月に同条例第7条に基づき、「八尾市環境総合計画」を策定しました。また、令和3年3月に改定をいたしました現計画においては、望ましい環境像として、「自然と共生した快適な環境をみんなでつくり未来へつなぐまち、やお」を掲げ、その実現に向けて6つの基本方針と15の施策をもとに取組を進めているところであります。

本計画の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和10年度（2028年度）までの8年間であり、令和6年度末に、前期4年間の計画期間が終了することから、令和5年3月に改定した「八尾市地球温暖化対策実行計画」等の部門別計画との整合を図りつつ、後期計画の推進に向けて、計画内容の見直しを行うこととし、貴審議会の意見を求めるものです。

令和 6 年 12 月 17 日

八尾市長 山本 桂右 様

八尾市環境審議会

会長 曾和 俊文

答申書

令和 6 年 3 月 18 日八環保第 2111 号により、本審議会に対して、八尾市環境総合計画の見直しについて諮問がありました。

本審議会では、部門別計画との整合を図りつつ、国、府の動向を背景に、変化する社会情勢を踏まえ審議を行い、その結果を答申として取りまとめました。

改正気候変動適応法や生物多様性国家戦略等、国、府の動向を背景に、変化する社会情勢を踏まえ、令和 5 年 3 月に改定した「八尾市地球温暖化対策実行計画」等の各部門別計画の見直し内容や進捗状況との整合を図り、後期計画期間に向けてより施策における取組を推進していくことが望まれます。

## 7 計画の進行管理（数値管理指標）

施策の進捗状況を把握し、計画の進行状況を環境指標の進捗を把握しながら、点検・評価・公表します。その際は、環境指標目標の進捗状況の評価に加え、施策の進捗等も対象とし、数値管理指標をもって、その施策の定量的な評価とともに定性的な評価も実施します。以下に環境指標及び数値管理指標を示します。

| 基本方針 | 環境指標、数値管理指標             |                                                       |
|------|-------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1    | 一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいるまち |                                                       |
|      | 環境指標                    | 市域の温室効果ガス排出量（t-CO <sub>2</sub> ）                      |
|      |                         | 市役所の温室効果ガス排出量（t-CO <sub>2</sub> ）                     |
|      | 数値管理指標                  | 1. 脱炭素型の生活・事業活動の推進                                    |
|      |                         | 市域のエネルギー消費量（TJ）※1                                     |
|      |                         | 再生可能エネルギーの導入量（kW）※2                                   |
|      |                         | 公共施設における ESCO 事業導入件数（件）                               |
|      |                         | 2. 気候変動への適応の推進                                        |
|      |                         | 健康情報発信回数（回）                                           |
|      |                         | 感染症予防の啓発回数（回）                                         |
|      |                         | 災害リスクの高い地域における地区防災計画策定進捗率（％）                          |
| 2    | 資源が循環する豊かなまち            |                                                       |
|      | 環境指標                    | 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（g）                                   |
|      |                         | 資源化されている量を除くごみ処理量（t）                                  |
|      | 数値管理指標                  | 3. ごみの減量・再使用の推進                                       |
|      |                         | 食品ロス排出量（t）※3                                          |
|      |                         | プラスチックごみの焼却量（t）※3                                     |
|      |                         | 4. 資源が循環する仕組みの充実                                      |
|      |                         | 資源物が適正にリサイクルされている割合（％）                                |
|      |                         | ペットボトルの処理量（t）                                         |
|      |                         | 容器包装プラスチックの処理量（t）                                     |
|      |                         | 回収ボックスを設置している市内小売店舗数（店舗）                              |
|      |                         | 5. 適正なごみ処理の推進                                         |
|      |                         | 一般廃棄物最終処分場への埋立量（m <sup>3</sup> ）                      |
|      |                         | 立入検査回数（回）                                             |
| 3    | 生活環境を守り、安全・安心に暮らせるまち    |                                                       |
|      | 環境指標                    | 大気環境基準達成率（八尾市保健所局の環境基準達成率（NO <sub>2</sub> 、PM2.5））（％） |
|      |                         | 水質環境基準達成率（恩智川における BOD、SS の環境目標値適合率）（％）                |
|      |                         | 騒音環境基準達成率（一般地域及び道路に面する地域の環境基準達成率）（％）                  |
|      |                         | 公害苦情件解決率（％）                                           |

|                            |                                                                                                 |                   |  |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--|
| 数値管理指標                     | 6. きれいな空気、水及び騒音・振動が少ない環境の保全                                                                     |                   |  |
|                            | (大気) 環境基準等適合率 (%)                                                                               |                   |  |
|                            | ・各測定局における環境基準適合率 (SO <sub>2</sub> 、SPM、NO <sub>2</sub> 、Ox、HC) (八尾市保健所局におけるNO <sub>2</sub> を除く) |                   |  |
|                            | ・有害大気汚染物質に係る環境基準値及び指針値適合率 (ベンゼン等)                                                               |                   |  |
|                            | (水質) 環境基準値適合率 (%)                                                                               |                   |  |
|                            | ・類型指定河川 (恩智川、平野川、第二寝屋川) における生活環境項目 (BOD、SS) の環境基準値適合率                                           |                   |  |
| 数値管理指標                     | (水質) 生活排水処理率 (%)                                                                                |                   |  |
|                            | ダイオキシン類環境基準値適合率 (%) (大気、水質、底質、地下水質、土壌)                                                          |                   |  |
|                            | 7. その他の生活環境の保全と創造                                                                               |                   |  |
|                            | 地下水汚染概況調査に係る環境基準適合率 (%)                                                                         |                   |  |
|                            | 公害苦情件数 (件)                                                                                      |                   |  |
|                            | 環境の保全と創造に関する協定締結件数 (件) ※4                                                                       |                   |  |
| 4                          | 生物多様性の保全と活用を進め、身近な自然と共生するまち                                                                     |                   |  |
| 環境指標                       | 里山保全活動の参加人数 (人)                                                                                 |                   |  |
|                            | 農用地利用集積計画の作成等の件数 (件)                                                                            |                   |  |
| 数値管理指標                     | 8. 生物多様性とその生息環境の保全                                                                              |                   |  |
|                            | 里山保全活動に関する活動回数 (回)                                                                              |                   |  |
|                            | ニッポンバラタナゴの推定個体数 (尾)                                                                             |                   |  |
|                            | 9. 自然とふれあえる場の創出                                                                                 |                   |  |
|                            | 玉串川沿道整備事業の整備率 (%)                                                                               |                   |  |
|                            | 野外活動センターの利用者数 (人)                                                                               |                   |  |
|                            | 10. 里山の自然や都市近郊農地の活用                                                                             |                   |  |
|                            | 農用地利用集積計画の作成等の面積 (m <sup>2</sup> )                                                              |                   |  |
|                            | イノシシの捕獲頭数 (頭)                                                                                   |                   |  |
|                            | エコツアー等の企画数 (件)                                                                                  |                   |  |
| 数値管理指標                     | 地域循環共生圏にかかる取り組みに参画する企業・団体の数 (者)                                                                 |                   |  |
|                            | 5 快適で個性豊かな住みよいまち                                                                                |                   |  |
|                            | 環境指標                                                                                            | 都市計画道路の整備率 (%)    |  |
|                            |                                                                                                 | 放置自転車の移動保管台数 (台)  |  |
|                            |                                                                                                 | 地域一斉清掃の収集依頼件数 (件) |  |
|                            | 数値管理指標                                                                                          | 11. 快適な都市環境の確保    |  |
|                            |                                                                                                 | 緑化樹・記念樹の配布本数 (本)  |  |
|                            |                                                                                                 | 玉串川等の桜の植樹本数 (本)   |  |
|                            |                                                                                                 | 自転車駐車場利用率 (%)     |  |
|                            |                                                                                                 | 12. 清潔で美しいまちづくり   |  |
| 不良状態のあき地に係る申出件数に対する改善率 (%) |                                                                                                 |                   |  |
| 数値管理指標                     | 屋外広告物の許可 (件)                                                                                    |                   |  |

|   |                       |                                                                                                                                                    |
|---|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | 数値管理指標                | 13. 歴史的・文化的環境の保全                                                                                                                                   |
|   |                       | 指定文化財などの件数（件）<br>史跡の保全等に関する市民ボランティア活動参加人数（人）                                                                                                       |
| 6 | 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち |                                                                                                                                                    |
|   | 環境指標                  | 環境マネジメントシステム認証取得事業所数（事業所）<br>市民環境講座の参加者数（人）                                                                                                        |
|   | 数値管理指標                | 14. 環境を大切に作る人づくりの推進<br>学習プラザへの年間来館者数（人）<br>出前講座等の実施回数（回）<br>15. 市民・事業者の自主的な環境保全活動や環境経営の推進<br>中小企業向け環境マネジメントシステム分の補助件数（件）<br>企業を対象とした環境セミナーの開催回数（回） |

※1 市域の温室効果ガスの排出量の算定については、算定に時間を要することから、その年度における最も新しい算定値をもって把握する。

※2 固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入容量（新規認定分）より把握する。

出典：経済産業省 資源エネルギー庁 固定買取制度 情報公開用ウェブサイト

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/statistics/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/statistics/index.html)

※3 組成分析調査から推計する。

※4 環境の保全と創造に関する協定締結件数（件）の実績を報告する際は、旧条例による協定締結数も合わせて把握する。

## 8 八尾市環境審議会委員名簿（第 11 期）

（順不同、敬称略）

| No | 委員の区分  | 氏 名    | 所 属 等                        |
|----|--------|--------|------------------------------|
| 1  | 学識経験者  | 梶井 克純  | 京 都 大 学<br>大学院地球環境学堂教授       |
| 2  | 学識経験者  | 曾和 俊文  | 関 西 学 院 大 学<br>大学院法学研究科教授    |
| 3  | 学識経験者  | 鍋島 美奈子 | 大 阪 市 立 大 学<br>大学院工学研究科教授    |
| 4  | 学識経験者  | 西村 文武  | 京 都 大 学<br>大学院工学研究科准教授       |
| 5  | 学識経験者  | 花田 真理子 | 大 阪 産 業 大 学<br>大学院人間環境学研究科教授 |
| 6  | 学識経験者  | 原 圭史郎  | 大 阪 大 学<br>大学院工学研究科教授        |
| 7  | 学識経験者  | 平栗 靖浩  | 近 畿 大 学<br>建築学部建築学科准教授       |
| 8  | 学識経験者  | 前迫 ゆり  | 大 阪 産 業 大 学<br>大学院人間環境学研究科教授 |
| 9  | 市 民    | 阿瀬 慶子  | 市 民 委 員                      |
| 10 | 市 民    | 伊藤 孝夫  | 市 民 委 員                      |
| 11 | 市 民    | 岡見 厚志  | 市 民 委 員                      |
| 12 | 市 民    | 竹元 紀子  | 市 民 委 員                      |
| 13 | 市 民    | 徳山 吉令  | 市 民 委 員                      |
| 14 | 市 民    | 中島 茂   | 市 民 委 員                      |
| 15 | 関係行政機関 | 森田 彰朗  | 大 阪 府<br>中部農と緑の総合事務所所長       |
| 16 | 関係機関   | 原田 浩三  | 八 尾 商 工 会 議 所<br>総 務 部 部 長   |

令和元年（2019 年）1 1 月 6 日現在

※ 市民委員の伊藤孝夫氏は令和 2 年（2020 年）6 月 3 0 日をもって解職

八尾市環境審議会委員名簿（第 13 期）

（順不同、敬称略）

| No | 委員の区分 | 氏 名    | 所 属 等                    |
|----|-------|--------|--------------------------|
| 1  | 学識経験者 | 宇野 朋子  | 武庫川女子大学<br>建築学部建築学科准教授   |
| 2  | 学識経験者 | 曾和 俊文  | 関西学院大学<br>名誉教授           |
| 3  | 学識経験者 | 中田 真木子 | 近畿大学<br>総合社会学部総合社会学科教授   |
| 4  | 学識経験者 | 西村 文武  | 京都大学<br>大学院工学研究科教授       |
| 5  | 学識経験者 | 花田 真理子 | 大阪府立環境農林水産総合研究所<br>客員研究員 |
| 6  | 学識経験者 | 原 圭史郎  | 大阪大学<br>大学院工学研究科教授       |
| 7  | 学識経験者 | 平栗 靖浩  | 近畿大学<br>建築学部建築学科准教授      |
| 8  | 学識経験者 | 前迫 ゆり  | 奈良佐保短期大学<br>教授・副学長       |
| 9  | 市 民   | 岡橋 まさえ | 市 民 委 員                  |
| 10 | 市 民   | 竹元 紀子  | 市 民 委 員                  |
| 11 | 市 民   | 中島 茂   | 市 民 委 員                  |
| 12 | 市 民   | 安木 三喜男 | 市 民 委 員                  |
| 13 | 関係機関  | 西川 彬   | 八尾商工会議所                  |

令和 6 年（2024 年）12 月 17 日現在

## 9 八尾市環境審議会規則

昭和 52 年 7 月 19 日

規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八尾市民の環境を守る基本条例（平成 8 年八尾市条例第 16 号。以下「基本条例」という。）第 23 条第 4 項の規定に基づき、八尾市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、又は必要に応じて意見を述べるものとする。

- (1) 基本条例第 7 条に規定する環境総合計画に関する事項
- (2) 基本条例第 8 条に規定する生活環境基準に関する事項
- (3) その他豊かな環境の保全及び創造に関する基本的事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門的な知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもつて組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 4 部会長は、部会を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は会長が、部会は部会長が招集し、会長又は部会長がそれぞれの会の議長となる。

- 2 審議会及び部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会及び部会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第8条 審議会及び部会は、必要があると認めたときは、審議会又は部会の議事に関係のある者を会議に出席させて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

2 審議会は、広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

（専門委員）

第9条 審議会に、専門事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門的な知識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第10条 審議会に幹事を置き、八尾市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の任務について委員を補佐する。

（報酬）

第11条 委員及び専門委員の報酬の額は、会議に出席した日又は調査等に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）専門的な知識経験を有する者として委嘱された委員及び専門委員（次号において単に「専門委員」という。） 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号。次号において「報酬条例」という。）別表八尾市環境審議会委員の項中「専門委員」について定める額

（2）専門委員以外の委員 報酬条例別表八尾市環境審議会委員の項中「その他の委員」について定める額

（庶務）

第12条 審議会の庶務は、経済環境部環境保全課において行い、部会の議事に関する事項は、当該関係部において行う。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 10 八尾市民の環境を守る基本条例

平成8年3月29日条例第16号

八尾市は、信貴、生駒山系の高安山の自然や歴史的環境に恵まれており、この環境は、すべての市民共通の貴重な財産である。このような環境を健全で恵み豊かなものとして維持していくことは、健康で文化的な生活に欠くことのできないものである。これまで、物質的な豊かさを追求するあまり、環境汚染や自然破壊が地域的なものから地球的規模へと拡大し、このまま推移すれば環境の悪化が進み、かけがえのない人類の生存基盤さえ脅かされることになりかねない。環境問題は、人類共通の課題であり、環境への負荷をできるだけ少なくし、持続的発展可能な社会へ移行しながら、地域住民との連携はもとより、国際的な協調を図り、環境保全の推進のための行動に積極的に参画していく必要がある。安全で良好な環境を享受し、健康で快適かつ文化的な生活を営むことは、市民の基本的な権利であり、ここに、人と自然が共生し、豊かな環境の保全と創造に向けて、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、豊かな環境の保全及び創造に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、豊かな環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な快適環境の確保に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭その他環境保全に支障を及ぼすことによって人の健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

#### （市の責務）

第3条 市は、豊かな環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努め、豊かな環境の保全及び創造に取り組むとともに、市民及び事業者のこれらへの自主的な取り組みを支援する責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努め、豊かな環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、市が実施する豊かな環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減に努め、豊かな環境の保全及び創造に資するよう自ら必要な措置を講ずるとともに、市が実施する豊かな環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 豊かな環境の保全及び創造に関する基本方針等

（基本方針）

第6条 市は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- （1）公害を防止し、生活環境の保全及び創造を図ること。
- （2）自然環境の保全、回復及び創造を図ること。
- （3）歴史的文化的環境等の保全及び活用等を図ること。
- （4）安全で快適な都市環境の確保を図ること。
- （5）資源の有効利用及び廃棄物の減量を図ること。
- （6）地球環境保全の推進を図ること。

（環境総合計画）

第7条 市長は、前条の基本方針に基づく豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境総合計画を策定しなければならない。

2 環境総合計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）豊かな環境の保全及び創造に関する目標及び総合的施策の大綱
- （2）前号に掲げるもののほか、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境総合計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境総合計画を策定するに当たっては、第23条に規定する八尾市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

（生活環境基準）

第8条 市長は、前条の環境総合計画に基づき、市民の生活環境の維持向上についての望ましい基準（以下「生活環境基準」という。）を策定しなければならない。

- 2 前条第4項及び第5項の規定は、生活環境基準の策定について準用する。
- 3 生活環境基準については、常に市民の望ましい生活環境の維持向上について適切な判断が加えられ、必要な改定が行われなければならない。

（年次報告）

第9条 市長は、環境の現状、豊かな環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

（市民等の参画）

第10条 市は、豊かな環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見が反映されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、豊かな環境の保全及び創造に関する施策が、市民等の積極的な参画により効果的に実施されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 豊かな環境の保全及び創造に関する施策

第1節 環境の保全等に関する施策

（生活環境の保全等）

第11条 市は、公害を防止することにより、市民の生活環境の保全を図るため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある物質であって、未だ規制の措置が採られていないものについては、その安全性を十分考慮し、当該物質による環境汚染を未然に防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、前2項に定めるもののほか、生活環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（自然環境の保全等）

第12条 市は、野生動植物、山林、水辺地等の自然環境の保全、回復及び形成を図り、もって人と自然が共生する安らぎのある環境を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（歴史的文化的環境の保全等）

第13条 市は、市民共有の財産である歴史的文化的遺産の保全及び活用並びに伝統文化の継承を図り、もって歴史、文化及び伝統豊かな潤いのある環境を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（都市環境の保全等）

第14条 市は、安全かつ秩序ある都市空間の形成、緑化の推進、歴史的景観の保全及びまちの美化等を図り、もって快適な都市環境を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（資源の有効利用及び廃棄物の減量等）

第 15 条 市は、資源の循環的利用及び再利用等限りある資源の有効利用と廃棄物の減量を図り、もって環境への負荷の低減に努めるとともに、市民等によるこれらへの取り組みが促進されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地球環境保全）

第 16 条 市は、国及び他の地方公共団体等と協力して、地球環境保全に資するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、地球環境保全に配慮するよう努めるものとする。

（公害に係る健康被害の救済）

第 17 条 市は、公害に係る健康被害の救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境影響評価に係る措置）

第 18 条 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、市は、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、豊かな環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

（紛争の処理）

第 19 条 市は、公害その他快適な生活環境の確保に関して紛争が生じたときは、調停を行う等により、その解決を図るよう努めるものとする。

## 第2節 市民等の参画の推進に関する施策

（環境教育、環境学習の推進）

第 20 条 市は、市民等が豊かな環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（指導、助言及び財政的援助等）

第 21 条 市は、豊かな環境の保全及び創造に関する市民等の自主的な活動を促進させるため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、基金の設置その他の必要な財政的措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境情報の提供）

第22条 市は、豊かな環境の保全及び創造に関する市民等の自主的な活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するものとする。

#### 第4章 八尾市環境審議会の設置等

（審議会の設置）

第23条 豊かな環境の保全及び創造に関して、市長の諮問に応じ、その基本的事項を調査審議するため、八尾市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、前項の調査審議事項に関し、市長に意見を述べることができる
- 3 委員は、市民、学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱する。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境行政の推進体制の整備）

第24条 市は、関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

## 11 用語解説

### 数字・アルファベット

#### ◆ BOD (Biochemical oxygen demand：生物化学的酸素要求量)

水中の有機物などによる汚濁の程度を表す指標。微生物が有機物を分解する時に消費される酸素の量で表す。この数値が高いほど有機物が多く、水質の汚濁の程度が大きいことを示す。

#### ◆ COOL CHOICE (賢い選択)

令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの排出量を平成25年度（2013年度）比で26%削減するという目標達成のために、脱炭素社会づくりに貢献する製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動のこと。

#### ◆ ESCO事業 (Energy Service Company事業)

省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達等にかかる全てのサービスを提供する。

#### ◆ ISO14001 (International Organization for Standardization：国際標準化機構)

環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた規格であり、ISO（国際標準化機構）規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれている。

ISO14001の基本的な構造は、PDCAサイクルのプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというものである。

#### ◆ KES (Kyoto Environmental Management System Standard：京都環境マネジメントシステムスタンダード)

平成13年（2001年）4月「京のアジェンダ21フォーラム」により策定されたもので、NPO法人KES環境機構が実施している中小企業なども導入しやすい簡易版環境マネジメントシステム。

ステップ1とステップ2からなる段階的な環境経営の取組を定めている。ISO（国際標準化機構）と同じく認証登録制度を取っており、京都府の事業者を中心に全国的に登録組織が広がってきている。

#### ◆ PM2.5 (Particulate Matter 2.5：微小粒子状物質)

大気中に浮遊している直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子。大気汚染の原因物質の一つであり、粒径が小さい分、気管を通過しやすく、肺胞など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられている。現在、大気汚染防止法に基づいて、地方自治体によって全国500か所以上でPM2.5の常時監視を行っており、環境省の大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）や地方自治体等のホームページで速報値が逐次公表されている。

#### ◆ ZEB (Net Zero Energy Building)

経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」（平成27年（2015年）12月）では、ZEBを「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術（エネルギー需

要を減らす技術）の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることをめざした建築物」と定義している。

#### ◆ ZEH（Net Zero Energy House）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅のこと。

### あ行

#### ◆ 愛知目標

生物多様性条約の3つの目的、(1)生物多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を達成するため、平成22年（2010年）10月に名古屋で開催されたCOP10（第10回生物多様性条約締結国会議）において採択された2011～2020年までの新たな世界目標。

#### ◆ アダプト環境美化活動

市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アダプトとは英語で「〇〇を養子にする」という意味で、一定区画の公共の場所を養子に見立て、市民が我が子のように愛情を持って面倒をみ（清掃美化を行い）、行政がこれを支援する制度。

#### ◆ 一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。家庭ごみの他、事業所などから排出される事業系一般廃棄物も含まれる。廃棄物処理法では、市町村が収集・処理・処分の責任を負っている。

#### ◆ エコアクション21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）のこと。環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されている。

#### ◆ エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざしていく仕組みのこと。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられる。

## ◆ エコドライブ

省エネルギーと排気ガスの削減に役立つ運転のこと。主な内容として、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

## ◆ 温室効果ガス

本来、地表面から宇宙に放出される熱を吸収し、地表面を温室の中のように暖める働きがあるガスのこと。産業革命以来、温室効果ガスの濃度が上昇し、特に近年は、地表面の温度が上昇する「地球温暖化」が起きている。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が削減対象の温室効果ガスと定められた。また、平成27年（2015年）に三ふっ化窒素が新たに温室効果ガスに加えられた。

## か行

## ◆ 環境基準

環境基本法の第16条に基づき、政府が定める環境保全の目標。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。

## ◆ 環境教育

平成6年（1994年）に閣議決定された環境基本計画では、その意味・理念について「持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するために、各主体が環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力を育成することが重要で、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して推進しつつ、学校・地域・家庭・職場・野外活動の場等多様な場において互いに連携を図りながら、総合的に推進するもの」と整理している。

## ◆ 環境ビジネス

環境への負荷が少ない製品・サービスや、環境保全技術・システムなどを提供する仕事や事業全般を指す。水ビジネスによるサービスの提供などの「環境汚染防止」、省エネ機器の製造・提供などの「地球温暖化対策」、シェアリングサービスの提供などの「廃棄物処理・資源有効活用」、持続可能な農林水産業などの「自然環境保全」があげられる。

## ◆ 緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減のために行う対策。省エネの取組や、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、植物によるCO<sub>2</sub>の吸収源対策などがある。地球温暖化の対策には、この「緩和策」と「適応策」がある。

## ◆ 気候変動適応法

本法では、政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を実施することが定められてい

る。

我が国における適応策が初めて法的に位置づけられることとなり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための枠組みが整備された。気候変動の緩和策と適応策は車の両輪の関係である。地球温暖化対策推進法と気候変動適応法の二つを礎に、気候変動対策の更なる推進が期待される。

#### ◆ 京都議定書

平成9年（1997年）12月に京都で開催されたCOP3（第3回気候変動枠組条約締結国会議）において採択された議定書。議定書の第一約束機関（2008年～2012年）における主要先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが合意された。平成17年（2005年）2月に発効。

#### ◆ グリーン購入

環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。平成13年（2001年）4月から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行された。この法律は、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。

#### ◆ 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

2015年11月30日から12月12日の日程でフランス・パリ近郊のル・ブルジェ特設会場で開催された。2020年で失効する京都議定書以降の新たな枠組みにおいて、全196ヶ国が参加するパリ協定が採択された。

### さ行

#### ◆ 再生可能エネルギー

自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。太陽光・太陽熱・風力・水力・地熱・波力・温度差・バイオマスなどをエネルギー源としたもので、自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。

#### ◆ 里山

二次林、農地、ため池などから構成され、多様な動植物の生息・生育空間となっており、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域のこと。

#### ◆ 自然共生社会

多様な生き物が生息・生育している環境、いわゆる、生物多様性が守られており、自然の恵みを将来にわたり享受できる社会のこと。

#### ◆ 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディーゼーズ）はSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月に国連で開かれたサミットで、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として

採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となるものがSDGsであり、「誰ひとり取り残さない」社会を築くことをめざして、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の目標（ゴール）と、目標をより具体的に示した169のターゲットからなる。

#### ◆ 集団回収

日常生活により排出されるもののうち、資源として利用できるものを、地域の団体で回収して資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動。八尾市では、市内の区・自治会・子ども会・婦人会・老人会・PTA など営業を目的としない団体が、定期的に資源回収業者に引き渡した再生資源（紙類、布類、金属類及びビン類）が対象となり、資源の集団回収活動に対して補助金が交付される。

#### ◆ 循環型社会

廃棄物の発生を抑え、資源の循環利用、リサイクルなどに取り組むことで、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

#### ◆ 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。

#### ◆ 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川など様々なタイプの自然がある「生態系の多様性」という3つのレベルで多様性があるとされている。

## た行

#### ◆ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称。農薬の製造や物の燃焼などの過程において非意図的に生成される副生成物で、その毒性は急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

#### ◆ 脱炭素社会

脱炭素社会とは、二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のこと。温室効果ガスである二酸化炭素は、地球温暖化の原因と考えられている。そのため、二酸化炭素の排出量を可能な限り減らし、脱炭素社会を実現することが、地球環境を守るために重要である。

脱炭素社会という言葉が掲げられる以前は、低炭素社会というあり方がめざされていたが、低炭素社会の実現に向けて設定された目標は、地球温暖化を止めるためには不十分であった。そこで、二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、実質的にゼロの状態をめざすために掲げられた考え方が脱炭素社会であり、世界の潮流となっている。

#### ◆ 地域循環共生圏

「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方のこと。

「地域循環共生圏」は、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であるとともに、その創造によりSDGsやSociety5.0の実現にもつながるものであり、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会の構築をめざしている。

#### ◆ 地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。温室効果ガス濃度上昇の原因は、石炭・石油などの化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

#### ◆ 地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物などをその地域で消費すること。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや、輸送による環境負荷の軽減などの面から注目されている。

#### ◆ 長期優良住宅建築等計画

長期優良住宅認定制度は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築・維持保全に関する計画を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定するものである。平成21年（2009年）6月より新築を対象とした認定が開始され、平成28年（2016年）4月より既存住宅の増築・改築を対象とした認定も開始され、平成30年（2018年）度末で累計100万戸以上が認定を受けている。認定戸数は年間10万戸程度で推移しており、新築される一戸建て住宅の約4戸に1戸は長期優良住宅の認定を取得している。本制度の認定を受けると、地域型住宅グリーン化事業（長寿命型）の補助金、住宅ローンの金利引き下げ、税の特例措置等を受けることができる。

#### ◆ 低炭素建築物新築等計画

東日本大震災を契機としてエネルギーの需給が変化し、国民のエネルギー利用や地球温暖化問題に関する意識が高まる中、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進するため、都市機能の集約やそれと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化等の施策を講じることにより、地域における成功事例を蓄積し、その普及を図ることを目的とした、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（通称「エコまち法」。）が平成24年（2012年）12月4日に施行された。

この法律では、市街化区域等内において、低炭素化のための措置が講じられた建築物の新築等の「低炭素建築物新築等計画」が所管行政庁の認定を受けると、優遇措置（税制、融資、容積率の緩和等）を受けることができる。

#### ◆ 適応策

気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを適応させることにより、温暖化による悪影響を回避・軽減させること。地球温暖化の対策には、この「適応策」と「緩和策」とがある。

### な行

#### ◆ ニッポンバラタナゴ

ため池や沼など、水の流れが少ない場所に生息する日本固有の淡水魚。繁殖期になると、オスの体がバラ色に染まることから「バラタナゴ」と名付けられた。かつては高安地域の池に多く生息していたが、現在は環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠA類に指定され、大阪府八尾市のほか香川県東讃岐地区など、ごく限られた地域にのみ生息している。

### は行

#### ◆ パリ協定

気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、地球温暖化対策に関する2020年以降の新たな国際枠組み。平成28年（2016年）発効。すべての加盟国が自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められている。

#### ◆ ヒートアイランド

ヒートアイランド(heat island＝熱の島)現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。ヒートアイランド現象は「都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態」と言うこともできる。

都市化の進展に伴って、ヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、熱中症等の健康への被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化が懸念されている。

#### ◆ フードドライブ

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。フードバンク発祥の地、アメリカでは1960年代から盛んに行われていると言われている。

#### ◆ フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。近年、「食品ロス」や「貧困問題」が注目されるようになり、各地でフードバンク活動が普及しつつある。

## ま行

### ◆ マイクロプラスチック

マイクロプラスチックとは一般的に粒径5mm以下の細かなプラスチックのことを言い、環境や生態系への影響、とりわけ海洋プラスチックによる海洋生物や生態系への影響が懸念されている。

### ◆ マイバッグ

買い物時に持参し、購入したものを入れる袋のこと。スーパーなどで買い物時にレジ袋をもらわないことにより、ごみ減量とその意識の向上や資源の節約の達成等を目的としている。なお、レジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的として、令和2年（2020年）7月よりレジ袋有料化がスタートした。

### ◆ マイボトル

プラスチック等の使い捨て容器に入った飲料ではなく、繰り返し使える水筒や飲料等ボトル（マイボトル）を利用する取組のこと。

## や行

### ◆ やおプラスチックごみゼロ宣言

令和元年（2019年）1月に、大阪府と大阪市は、2019年G20大阪サミット及び2025年大阪・関西万博の開催地として、SDGs先進都市をめざし、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進やプラスチックの資源循環の推進などを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を、共同で行った。八尾市もこの宣言に賛同し、市民・事業者・行政が連携して「プラスチックごみゼロ」を実現するために、令和元年（2019年）6月28日に「やおプラスチックごみゼロ宣言」を行い、海洋プラスチックごみ問題への理解をひろめ、マイバッグ促進といった、プラスチックごみゼロへ向けた取組を進めている。